

令和 7 年 3 月 3 日 開会

令和 7 年 3 月 14 日 閉会

令和 7 年第 1 回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月3日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	3
職務のために出席した者	3
開会	4
会議録署名者決定	4
会期決定	4
議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第2号について（提案説明・採決）	7
議第3号について（提案説明・採決）	8
議第4号について（提案説明・質疑・委員会付託）	10
議第5号について（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第6号について（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第7号及び議第8号について（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第9号から議第11号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第12号について（提案説明・質疑・委員会付託）	21
議第13号について（提案説明・質疑・委員会付託）	24
議第14号について（提案説明・質疑・委員会付託）	25
議第15号について（提案説明・質疑・委員会付託）	27
議第16号について（提案説明・質疑・委員会付託）	28
議第17号について（提案説明・質疑・委員会付託）	30
議第18号について（提案説明・質疑・委員会付託）	32
議第19号について（提案説明・質疑・委員会付託）	33
議第20号について（提案説明・質疑・委員会付託）	34
議第21号について（提案説明・質疑・委員会付託）	45
議第22号について（提案説明・質疑・委員会付託）	48

議第23号から議第30号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	4 9
議第31号について（提案説明・質疑・委員会付託）	7 4
散会	7 5
会議録署名議員	7 6

3月14日（金）

議事日程	7 7
議長及び出席議員	7 8
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	7 9
職務のために出席した者	7 9
開議	8 0
会議録署名者決定	8 0
一般質問	8 0
3 番 西松幸子議員	8 0
6 番 渡邊裕光議員	8 2
10番 山中美恵子議員	8 4
2 番 渡辺康司議員	8 6
5 番 坂 悟議員	8 9
7 番 石原英一議員	9 2
4 番 傍嶋邦博議員	9 5
1 番 栗原宏行議員	9 9
特別委員会報告	1 0 2
議会改革特別委員会	1 0 2
常任委員会報告	1 0 3
民生文教常任委員会	1 0 3
総務産建常任委員会	1 0 4
議第4号について（討論・採決）	1 0 5
議第5号について（討論・採決）	1 0 5
議第6号について（討論・採決）	1 0 6
議第7号について（討論・採決）	1 0 6
議第8号について（討論・採決）	1 0 6

議第9号について（討論・採決）	107
議第10号について（討論・採決）	107
議第11号について（討論・採決）	107
議第12号について（討論・採決）	108
議第13号について（討論・採決）	108
議第14号について（討論・採決）	108
議第15号について（討論・採決）	109
議第16号について（討論・採決）	109
議第17号について（討論・採決）	109
議第18号について（討論・採決）	110
議第19号について（討論・採決）	110
議第20号について（討論・採決）	110
議第21号について（討論・採決）	111
議第22号について（討論・採決）	111
議第23号について（討論・採決）	111
議第24号について（討論・採決）	112
議第25号について（討論・採決）	112
議第26号について（討論・採決）	112
議第27号について（討論・採決）	113
議第28号について（討論・採決）	113
議第29号について（討論・採決）	113
議第30号について（討論・採決）	114
議第31号について（討論・採決）	114
議第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）	114
閉会	116
会議録署名議員	117

令和7年3月3日（第1日）

議 事 日 程 （令和7年3月3日第1日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
専第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第4 議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第5 議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第6 議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第7 議第5号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第8 議第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第12号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について
- 日程第15 議第13号 安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議第14号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第17 議第15号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議第17号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議第19号 安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第23 議第21号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議第22号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議第23号 令和7年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第26 議第24号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議第25号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議第26号 令和7年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第29 議第27号 令和7年度安八郡安八町土地取得特別会計予算
- 日程第30 議第28号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第31 議第29号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算
- 日程第32 議第30号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて
- 日程第33 議第31号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1 番 栗 原 宏 行	2 番 渡 辺 康 司	3 番 西 松 幸 子
4 番 傍 嶋 邦 博	5 番 坂 悟	6 番 渡 邊 裕 光
7 番 石 原 英 一	8 番 大 平 文 雄	9 番 岩 田 讓 治

10番 山 中 美恵子

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡 田 立	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	青 山 桂 子	会 計 管 理 者	吉 村 等
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
生活環境課長	梅 村 明 広	福 祉 課 長 兼 安八温泉所長	山 田 靖
こども家庭課長	田 中 弓	まちづくり推進課長	大 平 共 美
農 政 課 長	松 岡 政 司	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	坂 和 由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡 邊 茂 且	書 記	宇佐見 かおる
書 記	川 添 順 子		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 どうも皆さん、おはようございます。

二、三日前に百梅園のほうへ行ってまいりましたら、まだつぼみも大変硬くて、今朝ちょっと寄ってみましたら、少し白く、あるいはピンクになって、一部のつぼみは白い花が咲いておったということで、今年の冬は大変寒くて長いということで、どうか皆さん方、御自愛を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和7年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 石原英一議員、8番 大平文雄議員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの12日間と決定いたします。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

岡田町長。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中、御参集賜りまして厚く御礼を申し上げます。

先ほど議長も触れられましたが、今年は異例の長期にわたる寒波襲来で、

全国各地で積雪による被害も出ているところでございます。我が町は、この時期大いににぎわう百梅園は、寒さの影響もあり2週間ほど遅れ、徐々に梅の花が開花し始めました。ただ、百梅園の梅を楽しみにしてみえる町内外の方々が来場していただけており、にぎわいも見せ始めております。昨日も園遊会として多くのイベントを企画したところ、3,000人を超える来場者があり、皆さんに安八町のよきところを紹介できたかというふうに思っております。

さて、本日から開会されます3月議会は、新年度の予算審議が中心の議会となります。

本定例会に御提案申し上げます案件は、令和7年度一般会計・特別会計予算、専決事項、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて31議案となります。

それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長、担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 これより議案の提案審議に入ります。

提案説明される方をお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議 長 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田副町長。

副町長 議案書の1ページを御覧願います。

議第1号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

3ページを御覧願います。

専第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところ

ろによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,207万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億7,355万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月31日専決、安八郡安八町長。

5ページをお願いいたします。

5ページからが第1表 歳入歳出予算補正になります。

今回の補正では、3件につきまして措置をさせていただいております。1件目につきましては、ふるさと寄附金の増額によるもの、2件目につきましては、国の物価高騰対策に関するもの、3点目としましては、公共施設の電気代等光熱水費の不足に対応するものでございます。いずれも早期に対応させていただきたく、専決にて補正措置をさせていただいたところでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一般財源といたしましては、最下段になります。財政調整基金より2,690万円繰入れいたしまして、財源としております。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費につきましては、ふるさと寄附金で4,000万円の増額が見込まれるため、目の企画費のほうでは、返礼品の配送業務またはサイトの利用料等で2,000万円を補正いたしております。

目のふるさと基金費につきましては、寄附金を全額基金のほうに積立てをするものでございます。

続きまして、民生費でございます。

国のほうでは、昨年末に物価高騰対策としまして低所得の方への支援策を講じているところでございます。これを受けまして実施をするものでございます。

内容的には、住民税非課税世帯の方には1世帯当たり3万円を、またその

世帯のほうにお子さんが見える場合はお一人当たり2万円を給付するというものでございます。当町の場合ですと、非課税世帯としては1,200世帯、お子さんの数は220人と見込んでおります。給付金の額合計としましては4,040万円と見込んでおります。そのほか申請書の発送に係るもの、またシステム改修等、こちらの事務経費も合わせまして、総額で4,517万5,000円の補正をいたしております。これに対しましては、全額国のほうから交付金が交付されます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

衛生費、教育費と続きますが、いずれも公共施設の電気代の補正をするものでございます。

衛生費につきましては、やすらぎ苑に係るもので60万円、教育費につきましては、中央公民館のほうで100万円、ハートピア安八のほうで100万円、最下段になります学校給食センターのほうでは380万円、10ページになりますが、総合体育館のほうで50万円、合わせまして5施設、690万円の補正をさせていただいたところでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおりということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認いたしました。

議 長 日程第4、議第2号 固定資産評価委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町 長 11ページをお願いいたします。

議第2号について、朗読、説明申し上げます。

議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は略させていただきます。住所、安八郡安八町西結720番地の1。氏名、藤井孝男。生年月日、昭和28年2月8日生まれ。

任期といたしましては、令和7年3月22日から令和10年3月21日まででございます。

固定資産評価審査委員は、専門性が高い分野を担っていただくということで、多くの知識と経験が必要な職責であります。藤井氏は、人格・識見とも極めて高く、3期9年の期間、職責を全うされた経験もあり、適任であると考えておりますので、引き続き再任をお願いしたいというふうに思います。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第2号については採決を行います。

本件について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第5、議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町長 それでは、13ページをお願いします。

議第3号について、朗読、説明申し上げます。

議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者につき次の者を推薦したいので、人権擁護委員法

(昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は省略させていただきます。1人目の方は、住所、安八町東結952番地の114。氏名、横幕伸治。生年月日、昭和32年12月5日生まれ。

そして、2人目は、住所、安八町東結1216番地。氏名、棚橋良子。生年月日、昭和31年9月28日生まれ。

3人目の方は、住所、安八町南條474番地。氏名、西松典子。生年月日、昭和32年6月22日生まれ。

最後、4人目の方は、住所、安八町牧863番地の2。氏名、金森弘美。生年月日、昭和33年3月19日生まれ。

現委員の奥田清次さんの後任として、横幕伸治さんを新しく推薦したくお願いするものであります。また、棚橋良子さん、西松典子さん、金森弘美さんは現委員として御活躍されており、引き続きお願いをしたいと考えております。

横幕伸治さんにつきましては、岐阜大学教育学部を卒業後、西濃地域の小・中学校で教鞭を執られ、東安中学校で定年を迎えられました。誠実な人柄で人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えます。

なお、この4人の任期は令和7年6月30日ではございますが、法務大臣からの任命手続などで期間を要し、6月議会では間に合わないため、今回選任同意議案を上程させていただくものでございます。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第3号については採決を行います。

本件について原案どおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり適任者と認める

ことに決定いたしました。

議 長 日程第 6、議第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の 15 ページをお願いいたします。

議第 4 号につきまして御説明申し上げます。

議第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

1 枚はねていただきまして、17 ページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料 1 ページのほうを御覧願います。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

以下は今回改正する条例の新旧対照表で、いずれも右列が改正後でございます。

1 ページ上段の安八町功労者表彰条例、続きましてその下段、安八町議会の個人情報の保護に関する条例、裏面の 2 ページから 3 ページにわたり、安八町職員の給与に関する条例、3 ページ中段の安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、最後に安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 5 条例でございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮の刑が一本化され拘禁刑に統一されることから、罰則規定、資格要件、手当の支給条件等で制限をかけているこれらの関係条例の該当する条項、新旧対照表内では下線

を示しております。この箇所において字句の改正を行うものでございます。

議案書の本文17ページをお願いいたします。

第6条から、裏面18ページの第8条にわたり経過措置を規定しております。

最後に、裏面の18ページ、最下段です。

附則といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑はなしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第4号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第5号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の19ページをお願いいたします。

議第5号につきまして御説明申し上げます。

議第5号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例（の整理）に関する条例制定について。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等、以下情報通信技術活用法と略させていただきます。この法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、情報通信技術活用法の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、21ページをお願いいたします。

情報通信技術活用法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

情報通信技術活用法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

以下は今回改正する条例の新旧対照表で、いずれも右列が改正後でございます。

5ページから8ページにわたりまして安八町議会の個人情報の保護に関する条例、9ページは安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、続いて10ページから12ページにわたりまして安八町税条例の3つの条例でございます。

情報通信技術活用法の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略しまして番号利用法の一部が改正され、第2条第8項に新たにカード代替電磁的記録の定義が挿入され、項ずれが生じ、引用する項が繰り下がるため、各新旧対照表内の下線部におきまして、該当箇所の項をそれぞれ繰り下げるほか、上位法に合わせ文言の使い方等を統一化するため、必要な字句を追加または削り、改正を加えるものでございます。

議案書の22ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことでこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第8、議第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の23ページをお願いいたします。

議第6号につきまして御説明申し上げます。

議第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容については、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の13ページをお願いいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例。

以下は今回改正する条例の新旧対照表で、いずれも右列が改正後でございます。

13ページ上段から安八町監査委員条例、中段に安八町下水道事業の設置等に関する条例、下段に安八町水道事業の設置等に関する条例の3条例でございます。

地方自治法の一部が改正され、第243条の2の7として新たに特定歳入等の収納に係る規定が挿入され、条ずれが生じ、引用する条が繰り下がるため、新旧対照表内の下線部におきまして、関係条例の該当箇所の条をそれぞれ繰り下げるものでございます。

議案書の25ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第6号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第9、議第7号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第10、議第8号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号、議第8号を一括議題とすることに決定をし、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合課長。

総務課長 議案書の27ページを御覧願います。

議第7号、議第8号の2議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、議第7号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いします。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の15ページをお願いいたします。

改正の理由でございますが、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるとともに、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援を図るため、これら強化をするため改正するものでございます。

第8条の3第2項のほか、「要介護者」とあるものを「日常生活を営むのに支障があるもの」に字句を改め、第8条の4の第2項では、育児介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するほか、所要の改正を行います。

16ページに移りまして、第16条の第1項では、介護休暇を取得できる要介護者の定義として、配偶者は届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む

ことを規定するほか、父母、子、配偶者の父母など具体的に規定をいたします。

17ページに移りまして、17条の2では、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認や制度を説明する規定を設け、第17条の3では、仕事と介護を両立支援するため、研修の実施や相談体制の構築など、勤務環境を整備する規定を新たに設けるものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第2条では、経過措置を規定いたしております。

続きまして、右側の第8号でございます。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明は、議第7号と同様でございます。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の育児休業等に関する条例（平成4年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

改正の理由は第7号と同様で、仕事と育児、介護を両立し、柔軟な働き方の実現と介護離職の防止のため上位法が改正となったため、本条例の非常勤職員に対する部分休業の承認で引用する条を改正するもので、議案資料19ページの新旧対照表も併せて御確認をお願いいたします。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、2議案につきまして御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第7号と議第8号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号と8号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第11、議第9号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第12、議第10号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第13、議第11号 安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての3議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号から第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。これを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の35ページをお願いいたします。

議第9号から第11号の3議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、議第9号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町特別職報酬等審議会の答申等も踏まえ、

本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、37ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料21ページをお願いいたします。

上段に安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表を掲載してございます。右列が改正後でございます。

報酬月額につきまして、議長を「30万5,000円」から「31万円」に、副議長を「26万4,000円」から「26万9,000円」に、議員を「24万3,000円」から「24万8,000円」に、常任委員会委員長等を「24万5,000円」から「25万円」にそれぞれ5,000円の引上げ改定を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、39ページをお願いいたします。

続きまして、議第10号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明につきましては、第9号と同様でございます。

1枚はねていただきまして、41ページをお願いいたします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料21ページの中段の安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表のほうを御覧願います。右列が改正後でございます。

給料月額につきまして、町長を「72万円」から「74万円」に2万円の引上げ、副町長を「59万円」から「60万5,000円」に1万5,000円の引上げ改定を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、43ページをお願いいたします。

続きまして、議第11号 安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件

に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明につきましては、第9号と同様でございます。

1枚はねていただきまして、45ページをお願いいたします。

安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料21ページの最下段、安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表を御覧願います。右列が改正後でございます。

教育長の給与月額を「54万円」から「55万円」に1万円の引上げ改定を行うものでございます。

議案書の改正本文37ページ、41ページ、45ページにそれぞれ附則を規定しておりますが、これらの条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、3議案につきまして御審議をいただきますようよろしく願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔4番議員挙手〕

議長 傍聴議員。

4番 失礼します。

今回特別職の給与のほうを変えるということで近隣の、安八郡でいいんですけど、輪之内町、神戸町の議員、町長、副町長、教育長の給与がもし分かれば教えていただきたいのと、あと私自身は、今、特別職の給与というのは決して低いわけではないんじゃないかなと感じております。

物価上昇等は分かるんですけど、そういったことは、ただそれよりも職員、職員さんのほうを特別職よりも一般職のほうを上げていってはどうかなと思うんですが、その辺り分かれば教えてください。

議 長 河合課長。

総務課長 ただいま御質問のありました郡内の特別職の月額ということでございますが、昨年の10月1日時点の調査でございます。神戸町につきましては、町長が80万円、副町長が64万5,000円、教育長が54万円でございます。輪之内町につきましては、70万円、副町長につきましては56万5,000円、教育長につきましては52万円でございます。

今回、人事院勧告や消費者物価指数の上昇等、社会経済情勢を考慮して特別報酬審議会が開催をしていただき、答申がなされました。議員さんを含めまして、特別職職員の報酬につきましては、平成22年度以降、15年間改定がなされておられません。これらを慎重審議されまして、答申を受け、今回上程に至ったわけでございます。

職員級の給与につきましては、人事院勧告を踏まえ、国と同様、ベースアップ等を行っているところでございます。

どうか本件につきまして御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

議 長 傍嶋議員。

4 番 失礼いたします。

今聞いたところ、神戸町のほうが高く、輪之内町さんのほうが少し低いというような形で、安八町は人口的にもバランス的にもそんなに悪くないのかなというところを感じておるわけですが、私自身、豊かなところに増やすというよりも、できれば弱者のほうに手当てをしていくということが必要かなあと思っております。細かいところはまた委員会のほうでいろいろ討論できればなと思いますので、よろしくお願いします。答弁は要りません。以上です。

議 長 それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第9号から議第11号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号から議第11号までは会期内の

総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第14、議第12号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の47ページをお願いいたします。

議第12号につきまして御説明申し上げます。

議第12号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、給与の各種手当の改正について関係条例を整備する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、49ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の23ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例新旧対照表です。

今回改正する4条例の新旧対照表が先に続いておりますが、いずれも右列が改正後でございます。

改正の主な理由でございますが、令和6年人事院勧告では、給与制度のアップデートとして、1点目に人材確保への対応、2点目に組織パフォーマンスの向上、3点目に働き方やライフスタイルの多様化への対応に取り組むよう勧告があったため、これを受け、関係条例の一部を改正するものでござい

ます。

最初に、安八町職員の給与に関する条例でございます。

第10条で扶養手当を規定いたしておりますが、改正前の第2項第1号で規定をしておりました配偶者の手当を廃止し、第3項では、子に対する手当を「1万円」から「1万3,000円」に引上げ改定をいたします。

続いて、第11条は削られまして、第10条第5項を新設し、扶養手当の支給に関し必要な事項は規則に委任をいたします。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いいたします。

第11条の3において、28ページまでにわたり各項で通勤手当を規定しておりますが、主に新幹線鉄道等に係る通勤手当が改正となり、採用時から新幹線通勤を可能とするなど要件を緩和して、新幹線通勤の手当の限度額も1か月当たり「7万5,000円」であったものを「15万円」に引上げ改定するものでございます。

続きまして、18条の2の各項において管理職員特別勤務手当を規定しておりますが、29ページ、第2項において、管理職員の特別勤務手当の支給対象時間を「午前零時」から「午後10時」へ支給対象時間を拡大いたします。

同じく29ページの下部、第18条の8において特定職員の適用除外を規定しておりますが、第2項において、第11条の2を削り、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することといたします。

30ページをお願いいたします。

最下段の別表第1の改正でございます。

内容につきましては、32ページ以降を御覧願います。

左のページが改正前、右のページが改正後となっております。

12月の定例会で可決をいただきました本町職員の給与条例の一部改正では、人事院勧告を鑑み、令和6年4月1日に遡及して若年層、主事や主任級の給与、本表でいいます1級と2級の給与について大幅に引上げ改定を行ったところでございます。

今回の改正は、主査、係長、課長補佐、主幹、課長級、本表でいう3級から7級にかけ引上げ改定を行うもので、各級の初号給、低い号給の最低基準を引き上げ、号給間を圧縮し、勤務成績や業務成績をより昇給、昇格に反映させ、昇給、昇格した際には給与が大きく上がる仕組みとさせていただきま

す。

なお、今回の条例の一部改正に合わせ、文言の使い方等も国の一般職の職員の給与に関する法律等との統一化を図るため、必要な字句の追加や修正を加えるものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

議案資料の42ページ、上段が安八町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例、その下段から43ページにかけまして、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、その中ほどから地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例と続きますが、改正の必要な箇所について、扶養手当、住居手当など、安八町職員の給与に関する条例と同様に改正を加えるものでございます。

今度は、議案書の本文56ページのほうお願いをいたします。

附則でございます。

第1条としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

第2条では、号給の切替えとして、新行政職俸給表は令和7年4月1日に施行されますが、次の昇給、昇格までは旧条例の行政職俸給表の給料月額を適用するため、58ページ以降に記載する号俸の読替表を適用し、現行の給料月額を適用することを規定します。

第3条では、切替日前の異動者の号給の調整として、施行日前の3月末までに昇給、昇格した職員や町長が特に認めた者については、新行政職俸給表を適用できることを規定しております。

第4条は、扶養手当の経過措置として、令和8年3月31日まで、令和7年度中につきましては、配偶者は廃止となるゼロ円を3,000円に、子については「1万3,000円」を「1万1,500円」として経過措置を規定するものでございます。

第5条、第6条についても、通勤手当等に係る経過措置、第7条は規則への委任を規定しております。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。11時10分から再開いたします。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議 長 それでは再開いたします。

議 長 日程第15、議第13号 安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の63ページをお願いいたします。

議第13号につきまして御説明申し上げます。

議第13号 安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねて、65ページをお願いいたします。

安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の45ページをお願いいたします。

安八町職員の旅費に関する条例新旧対照表でございます。いずれも右列が改正後でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本条例で引用しておりました別表第1及び別表第2が削除されたため、本条例における45ページの別表第1及び46ページの別表第2の下線部分、引用先を岐阜県職員等旅費条例に改めるものでございます。

議案書の本文65ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第13号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審議いただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第16、議第14号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書67ページをお願いいたします。

議第14号につきまして御説明させていただきます。

議第14号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、69ページをお願いいたします。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

以下本文でございます。

内容につきましては、別冊資料にて御説明いたしますので、議案資料49ページをお願いいたします。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例新旧対照表でございます。右側が改正後でございます。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例第2条中「法第24条」を「法第25条」にさせていただきます。「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改めさせていただきます。

議案書にお戻りいただき、69ページをお願いいたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第14号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は会期内の総務産建常任委員

会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第17、議第15号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

田中こども家庭課長。

こども家庭課長 それでは、議第15号につきまして御説明申し上げます。

議案書71ページをお願いいたします。

議第15号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

73ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

説明は別冊の議案資料で説明させていただきます。

別冊議案資料51ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

このたびの改正につきましては、栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正が行われたことにより、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受験をすることができなかったものが、改正後、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士の免許取得が不要となりました。この改正を受け、

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、本条例の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。表の右側が改正後でございます。

第16条第1項2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えます。

議案書73ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するとなります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第15号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第18、議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

梅村生活環境課長。

生活環境課長 それでは、議第16号につきまして御説明申し上げます。

議案書75ページをお開きください。

議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、77ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

今回の改正は2点ございます。1点目は、保険料のうち医療給付費分の基礎賦課限度額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を「24万円」から「26万円」にそれぞれ増額する改正、2点目は、保険料の軽減判定所得基準の改正でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料は53ページを御覧ください。

安八町国民健康保険条例新旧対照表でございます。右列のほうが改正後でございます。

上段から、第13条の6は、保険料の医療給付費分の基礎賦課限度額につきまして「65万円」から「66万円」に引き上げるものでございます。第13条の6の12につきましては、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額について「24万円」から「26万円」に引き上げるものでございます。第17条につきましては、低所得者の保険料の減額規定ですが、第13条の6及び第13条の6の12の改正に伴う賦課限度額の改正のほか、第1項第2号中、低所得者に対する保険料の軽減判定所得の基準につきまして、5割軽減の基準については、被保険者等の数に乗ずる金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に、1枚はねていただきまして、54ページのほうをお願いいたします。

上段の第3号中、2割軽減の基準につきましては、被保険者等の数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

最下段の第17条の4につきましては、13条の6及び13条の6の12の改正に伴う賦課限度額の改正でございます。

以降の57ページから68ページまでにつきましては、第17条及び第17条の4の読替規定の読替表ですので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

議案書77ページ、末尾に戻っていただきまして、附則のほうを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条では、この条例は、令和7年4月1日から施行するものと定め、第2条は、その経過措置を定めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第16号は、会期の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、議第16号は会期の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第19、議第17号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書79ページをお願いいたします。

議第17号につきまして御説明させていただきます。

議第17号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、81ページをお願いいたします。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

以下本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料69ページをお願いいたします。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表でございます。右側が改正後でございます。

今回改正される条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されております。この水道法の改正では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、実務経験の緩和、資格要件の拡充が行われたため、本条例において関係する箇所を併せて改正するものでございます。

改正箇所は、第3条関係、布設工事監督者の資格、第4条関係、水道技術管理者の資格要件となり、下線部において語句の改め、削除、また号の追加に伴い号の繰下げもいたすものでございます。

議案書にお戻りいただき、83ページをお願いいたします。

最後に、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第17号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第20、議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の85ページをお願いいたします。

議第18号につきまして御説明申し上げます。

議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、87ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の73ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表でございます。右列が改正後でございます。

人事院勧告を受け、上位政令で公安職俸給表及び扶養手当支給額等の規定が一部改正されることに伴い、対照表内右側、第5条第2項第2号では、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を「9,100円」から「9,700円」に、また上限額を「1万4,200円」から「1万4,500円」に引上げ改定し、続いて第3項では扶養親族に係る加算額について、第1号配偶者については「217円」から「100円」に引き下げ、第2号子に対しては「333円」から「383円」に引き上げ、第3号から第6号、孫や父母、心身障害者などは217円で据置きと扶養親族に係る加算額を調整し、改正するものでございます。

裏面の74ページをお願いいたします。

第5条関係の別表中の改正は、同政令で定める損害補償に係る補償基礎額の改正内容に倣い、非常勤消防団員、また非常勤水防団員が属していた階級と勤務年数に応じ下線部の補償基礎額の引上げ改定を行うものでございます。

議案書、本文の87ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行し、第2項では、経過措置を規定しております。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第18号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第21、議第19号 安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の89ページをお願いいたします。

議第19号につきまして御説明申し上げます。

議第19号 安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）の施行に伴い、

本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、91ページをお願いいたします。

安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料、一番最後となります75ページをお願いいたします。

安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表、上段が改正前、下段が改正後となります。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、上位政令が改正され、非常勤消防団員に係る退職報償金の勤続年数に35年以上の区分が創設されたため、各階級に応じた支給額を定めるとともに、団長の区分の勤続年数の1年から35年未満の表記を政令と合わせるため、別表を改めるものでございます。

議案書の本文91ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行し、第2項では、経過措置を規定するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第19号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第22、議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

順次提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の93ページをお願いいたします。

議第20号につきまして御説明申し上げます。

議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,603万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億2,958万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、95ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表の単位は1,000円となっております。

続きまして、95ページから96ページにかけてが歳入、その下部でございますが、歳出と続いております。

いずれも補正前の68億7,355万1,000円にそれぞれ2億5,603万7,000円を追加し、71億2,958万8,000円とするものでございます。

次に、97ページでございます。

第2表 繰越明許費でございます。

補正予算等に伴い、繰越明許費に係る事業が5事業ございます。

見出しを除いて1行目、款、民生費、項、社会福祉費、事業名、安八町物価高騰臨時対策支援事業4,517万5,000円は、住民税非課税世帯等への給付事業でございます。

2行目の款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費4,000万円は、大明神地内の町道舗装補修事業でございます。

3行目の事業名、道路新設改良事業2,900万円は、役場東側通学路としての歩道整備事業、また西結地内の町道改良事業。

続きまして、4行目の項の都市計画費、事業名、都市計画事務経費4,500万円は、都市計画におけるマスタープランの策定及び変更図書等の作成業務。

続いて、5行目の事業名、都市計画整備道路改良事業1億6,200万円は、安八スマートインターチェンジ東、県道間アクセス道路、長良川右岸堤防道路との接続部における舗装などの道路改良事業でございます。

いずれの事業におきましても年度内の事業完了が見込めないため、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

98ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

補正前と補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

公共事業等債の限度額を7,830万円追加し、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に2,000万円を新規発行いたします。また、地方道路整備事業債の発行を取りやめいたします。差引きといたしまして8,030万円を追加し、限度額合計を1億9,340万円とするものでございます。こちらは、社会資本整備総合交付金事業の補正に当たりまして、有利な起債を当て、事業実施のために追加発行、借換え等を行うものでございます。

次に、99ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。総務課分について御説明申し上げます。

最上段の款項目とも地方交付税、補正額1億64万7,000円につきましては、令和6年度分の普通交付税の再算定による額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

少し飛びまして、103ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

上段の表、款、総務費、項、総務管理費、見出しを除きまして2行目の目、会計管理費、補正額、減額の200万円、節区分、役務費の手数料は、金融機関に対する振込手数料の不用額の減額でございます。

3行目の目、情報管理費、補正額、減額の3,697万5,000円、節区分、委託料、減額の1,143万円は、庁内の情報システム機器保守料、また公共施設予約システムの導入に伴う入札差金等の不用額の減額でございます。

続いて、節区分、使用料及び賃借料、減額の2,554万5,000円は、ネットワークサーバー、また庁内LANの更新業務において、リースの開始時期が遅れたことによる不用額の減額でございます。

4行目の財政調整基金費、補正額6,625万9,000円、5行目の目、減債基金費、補正額3,042万7,000円は、今回の補正に伴う財源調整のため基金に積立てを行うものでございます。

議長 梅村生活環境課長。

生活環境課長 続きまして、生活環境課分でございます。

議案書103ページをそのままお願いします。

上段の款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の778万6,000円。コミュニティバス運行経費に係る経費といたしまして、節区分、委託料の業務委託で、コミュニティバスの第9便を運休したことによる減額の248万7,000円と、節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、地方間幹線系統の民間バス路線に係る補助金の確定による減額の529万9,000円でございます。

下段の表の款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の84万3,000円のうち、生活環境課分といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金に係る補正として、減額の174万3,000円。財源内訳のうち、特定財源、国県支出金の国庫支出金のうち、生活環境課分といたしまして、減額の51万3,000円は、保険基盤安定負担金、減額の38万4,000円、未就学児均等割保険料負担金、減額の5万円及び産前産後保険料負担金、減額の7万9,000円でございます。

1枚はねていただきまして、104ページの上段をお願いいたします。

引き続き、特定財源の県支出金のうち、生活環境課分といたしまして、減額の371万1,000円は、保険基盤安定負担金、減額の364万7,000円、未就学児均等割保険料負担金、減額の2万5,000円及び産前産後保険料負担金、減額の3万9,000円でございます。

節区分の繰出金、補正額、減額の174万3,000円につきましては、国民健康

保険特別会計繰出金の保険基盤安定繰出金、減額の537万3,000円、未就学児均等割保険料繰出金、減額の9万8,000円、産前産後保険料繰出金、減額の15万7,000円及び財政安定化支援事業繰出金、減額の23万2,000円はいずれも金額の確定によるもので、職員給与費等繰出金、増額の1,744万4,000円は事務費相当分をその他、一般会計繰出金から組替えをしたもの、その他、一般会計繰出金、減額の1,332万7,000円は、職員給与費等繰出金へ組替えした減額の1,744万4,000円と地方単独事業医療給付費波及増分の増額411万7,000円を差引きしたものであるものとさせていただきます。

下側の105ページをお願いいたします。

2段目の款、衛生費、項、保健衛生費、4段目の目、環境衛生費、補正額、減額の216万円。財源内訳といたしまして、特定財源の県支出金、減額の216万円は、太陽光発電設備等設置費補助金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、補正額、減額の216万円は、環境保全推進経費の太陽光発電設備等設置費補助金の確定によるものとさせていただきます。

1枚はねていただきまして、106ページをお願いいたします。

最上段の項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の2,702万円。財源内訳の特定財源、県支出金のうち、減額の773万3,000円は、循環型社会形成推進交付金、また繰入金、減額の175万4,000円は、ふるさと基金繰入金でございます。

節区分、委託料の業務委託のうち、減額の150万円は、塵芥処理管理経費のごみ収集車の委託回数の減によるもので、減額の2,552万円は、最終処分場管理経費の次期最終処分場実施設計及び環境衛生調査等委託業務で、地権者との調整に時間を要し、事業実施が遅れたことによるものとさせていただきます。

議長 山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、福祉課分の補正予算を御説明させていただきます。

議案書の103ページ、下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の84万3,000円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金、減額の475万1,000円は国庫支出金、減額の152万円のうち、福祉課に係る分といたしまして、減額の100万7,000円で、民生費国庫補助金の生活困窮者就労

準備支援事業費補助金であります。今回、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に係る国の補助率が当初の4分の3から5分の3に変更になったことにより、当該補助金が減額となったものであります。

1枚はねていただきまして、104ページ、最上段の財源内訳をお願いいたします。

次の県支出金、減額の323万1,000円のうち、福祉課分に係る分といたしましては、増額の48万円で、民生費県補助金の結婚新生活支援事業補助金であります。

大変申し訳ございませんが、1枚に戻っていただきまして、103ページの下段に戻っていただきたいと思います。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金90万円は、社会福祉総務事務経費の結婚新生活支援事業補助金であります。

この事業は、結婚に伴う新生活に係る経済的な支援を行うものであります。新婚世帯に対して、住居費及び引っ越し費用の一部について補助金を交付するものであります。今回、当初予算で対象件数を年2件で見込んでおりましたが、現時点において対象件数が4件となり、増額補正するものであります。

1枚はねていただきまして、104ページ上段をお願いいたします。

次に、目の老人福祉費、補正額、増額の40万円であります。節区分、扶助費の40万円は、老人福祉事務経費の高齢難聴者補聴器購入費助成事業であります。

この事業は今年度からの新規事業であります。昨年の12月補正で10人分を増額し20人分となりましたが、既に先月末時点で20人の方が申請済みであります。また、昨年12月に厚生労働省の所管事業であります難聴高齢者の早期発見、早期介入等に係りますモデル事業の聞こえの相談会を開催いたしました。その参加者の方々へのフォローアップなどにより、今後購入費の助成の増加が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、目の福祉医療費、補正額、増額の50万円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金、県支出金の25万円は補助率2分の1の県補助金で福祉医療費助成事業補助金であります。今回、乳幼児医療の受給者の受診増に伴い、扶助費の増額補正をお願いするものであります。

次に、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の812万円であります。財

源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金582万円のうち、国庫支出金388万円は、今回の給付費の2分の1負担の国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金358万円と障害児入所給付費等負担金30万円であります。

次の県支出金194万円は、同様の給付費の4分の1負担の県負担金で、障害者自立支援給付費負担金であります。

節区分、扶助費776万円は、今回、各種障害サービスの利用する方の増加に伴い、諸費の増額補正をお願いするものであります。

次の償還金、利子及び割引料36万円は、令和3年、4年度の障害者自立支援給付費等の実績報告の訂正により、国や県への返還金が発生したため、返還金の補正をお願いするものであります。

次に、目、地域包括支援センター費、補正額、増額の112万4,000円であります。財源内訳といたしまして、特定財源のその他、諸収入62万4,000円は、地域包括支援センター介護報酬であります。

節区分の委託料の業務委託62万4,000円は、包括支援センター事業の介護予防プラン作成委託であります。今回、昨年4月の介護報酬改定により、介護予防プラン作成に係る1件当たりの作成単価が改正されたことや、委託作成件数の大幅増により、増額補正するものであります。

次の扶助費50万円は、地域自立支援事業の家族介護用品・紙おむつ給付事業であります。この事業は、在宅において常時紙おむつ等を使用している障害者や高齢者の方に対し、介護保険の給付対象外となっている介護に必要な紙おむつ等に要する経費の一部を助成するものであります。今回、当初予算で要介護3以上の方を年41名、身体障害者要介護2の方を33名で見込んでおりましたが、令和7年1月末時点で、前者が46名、後者が36名とそれぞれ増加しており、今後の予算不足が見込まれるため、増額補正するものであります。

続きまして、105ページの下段をお願いいたします。

保健センター分の補正予算を御説明させていただきます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、減額の609万9,000円であります。財源内訳といたしまして、特定財源のその他、諸収入、減額の913万円は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金であります。

こちらの補正予算には2つの事業がございます。

まず予防接種経費で、増額の858万7,000円であります。節区分の3段目にあります委託料の業務委託、減額の669万6,000円となっておりますが、今回、子宮頸がんなどのヒトパピローマウイルス感染症を予防するためのワクチン予防接種経費で、増額の858万7,000円を計上しております。当初予算で対象人数を65名で見込んでおりましたが、昨年夏以降、いわゆるキャッチアップ接種による大幅需要増や、公費で負担できる期限が本年3月31日までとなっていることから、今後、駆け込み接種が想定されますので、増額補正するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、減額の1,468万6,000円あります。昨年の9月補正において、新型コロナウイルスワクチン接種希望者数を2,500名で見込んでおりましたが、本年3月末の実績見込みで1,400名となり、1,100人分が減となり、関係する経費をそれぞれ減額補正するものであります。

節区分の需用費、印刷製本費は、減額の6万2,000円は封筒の印刷代です。

次の役務費の通信運搬費、減額の12万2,000円は、その封筒の郵送料でございます。

次の委託料の業務委託、減額の669万6,000円となっておりますが、先ほどの予防接種経費の増額分と今回のワクチン接種の個別接種の減額分1,528万3,000円との相殺金額であります。

次の償還金、利子及び割引料78万1,000円は、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算確定により、国への返還金が発生しましたので、返還金を補正するものであります。

次に、目、母子保健費、補正額、減額の211万5,000円あります。節区分、委託料の業務委託は母子健康診査事業の減額で、妊娠届出数の減少に伴い妊婦健康診査対象者が当初見込みより減少したため、妊婦健康診査で減額の196万5,000円と産婦健康診査で減額の15万円をそれぞれ計上しておるものであります。

次に、目、成人保健費、補正額、減額の322万3,000円あります。財源内訳といたしまして、特定財源でその他、寄附金、増額の50万1,000円は、今回、明治安田生命保険相互会社様から健康増進を目的とした寄附の申出があ

り、その指定寄附金であります。

次の諸収入、減額の18万7,000円は、がん検診等の個人負担金であります。節区分、需用費の消耗品費、増額の50万1,000円は高齢者保健事業で、先ほどの指定寄附金の財源を使いまして、健康増進を目的とした介護予防や高齢者の健康教室、いわゆるフレイル予防教室に使用するため、運動器具の購入経費であります。

次の委託料、業務委託、減額の372万4,000円は成人健康診査事業で、令和6年度各種健診等の受診者数の減により健診経費を減額するものであります。

議長 続きまして、田中こども家庭課長。

こども家庭課長 続きまして、こども家庭課分です。

議案書の104ページにお戻りください。中段からお願いいたします。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の480万円。子育て支援事業のうち、節区分の扶助費480万円は、小学生から高校生世代までの医療費です。小・中学校、高校生世代の長期入院者の高額医療費、また感染症などの流行による受診増により、医療費が予算額を上回る見込みとなったため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、目、保育所費、補正額、増額の60万円。特定財源は、保育所運営費負担金として国庫支出金の30万円、県支出金15万円となります。こども園事務経費として、節、委託料、保育の実施事務委託の60万円です。現在、他市町へ2名の広域入所者があり、相手市町に保育の実施委託料を支払っていますが、その金額を決めるための公定価格改正が昨年12月に改定されたことにより、増額となったためでございます。

続きまして、目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の1万8,000円。特定財源は、その他、寄附金1万8,000円です。一般の方より指定寄附金がありましたので、需用費、消耗品費1万8,000円の補正をお願いするものであります。なお、教室で使用する学用品等の購入を考えています。

議長 松岡農政課長。

農政課長 続きまして、農政課分でございます。

議案書106ページ、中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額、減額の1,230万円。特定財源の県支出金は、岐阜県農業経営高度化促進事業補助金、減額の500

万円と岐阜県農村整備事業補助金、減額の40万円でございます。その他、分担金、減額の350万円は、牧土地改良区からの牧圃場整備分担金でございます。

節区分、工事請負費の減額の100万円、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の630万円は、それぞれ県単土地改良事業、牧圃場整備事業の事業費の確定に伴い、減額をお願いするものでございます。

また、交付金、減額の500万円は、岐阜県農業経営高度化促進事業補助金の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

目、排水機費、補正額405万6,000円。特定財源の県支出金43万4,000円は、岐阜県農業水利施設省エネ推進事業補助金でございます。排水機場におきます電気代高騰分に係る補助金の採択を受けたため、土地改良事務経費におきまして財源内訳の変更をお願いするものでございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金405万6,000円は、安八南部排水機場におけます県営湛水防除事業費の増額に伴い、負担金の増額補正をお願いするものでございます。

議長 大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 続きまして、103ページへ戻っていただきまして、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企業版ふるさと納税基金費、補正額、増額の50万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源でその他の寄附金50万円は企業版ふるさと納税でございます。

節区分、積立金、増額の50万円。この企業版ふるさと納税寄附金は、安八町を応援していただいた企業1社から寄附金があり、企業版ふるさと納税基金に積立てを行うものでございます。

続きまして、106ページ下段をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、増額の4,000万円。財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、増額の2,000万円は社会資本整備総合交付金、地方債、増額の2,000万円は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債でございます。

節区分、工事請負費、増額の4,000万円は、道路維持経費として、国の補正予算成立に伴い国庫補助事業の採択を受けましたので、舗装補修工事の事

業費として増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、107ページ、上段をお願いします。

道路新設改良費、補正額、増額の3,730万円。財源内訳といたしまして、特定財源の地方債、減額の1,800万円は、地方道路整備事業債で通学路改良工事に充当するために計上しておりましたが、国庫補助事業に採択され、不用となりましたので、減額をお願いするものでございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金3,730万円は、道路新設改良事業として、県道大垣江南線の長良川新橋工区について、県発注工事の進捗に合わせ、県道改良負担金の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、減額の76万8,000円。財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、減額の33万5,000円は、木造住宅耐震診断補助金の増額の16万5,000円、木造住宅耐震補強工事費補助金、減額の50万円でございます。県支出金、減額の16万8,000円は、木造住宅耐震診断補助金、増額の8万2,000円、木造住宅耐震補強工事費補助金、減額の25万円でございます。

節区分、委託料、業務委託、増額の33万2,000円は、木造住宅耐震診断事業につきまして、対象件数の増加によるものでございます。負担金、補助及び交付金の補助金、減額の110万円は、木造住宅耐震補強工事業につきまして補助申請がございましたので、減額をお願いするものでございます。

続きまして、目、都市計画整備事業費、補正額、増額の1億6,200万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金、増額の8,100万円は社会資本整備総合交付金、地方債、増額の7,830万円は公共事業等債でございます。

節区分、工事請負費、増額の1億6,200万円は、都市計画整備道路改良事業舗装工事といたしまして、国の補正予算の成立に伴い、国庫補助事業の採択を受けましたので、スマートインターチェンジ、アクセス道路及び接続する堤防道路の舗装工事の事業費として、増額補正をお願いするものでございます。

議長 坂教育課長兼ハートピア安八館長。

教育課長兼ハートピア安八館長 最後に、教育課分でございます。

引き続き、議案書の107ページの最下段をお願いします。

款、教育費、項、保健体育費、目、保健体育総務費、補正額、増額の122万2,000円。財源内訳の特定財源、その他の諸収入61万1,000円は、東安中学校地域部活動負担金でございます。

節区分の委託料、業務委託46万円につきましては、地域部活動推進経費で、指導者報酬などを含みます地域クラブ運営委託料について、不足分の補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、108ページをお願いします。

節区分の負担金、補助及び交付金の補助金76万2,000円につきましては、各種大会等へのバス代等が回数の増加により当初見込みを上回るため、補正をお願いするものでございます。

以上、議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第20号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時30分からお願いします。

（午後0時15分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議 長 それでは再開させていただきます。

議 長 日程第23、議第21号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

梅村生活環境課長。

生活環境課長 それでは、議案第21号につきまして御説明申し上げます。

議案書は109ページのほうをお願いいたします。

議第21号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,915万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、111ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出です。

歳入歳出ともに合計として補正前の額14億3,858万8,000円、補正額57万1,000円、計14億3,915万9,000円でございます。

1枚はねて、112ページをお願いいたします。

歳入内訳の表でございます。

款、繰入金、項目ともに一般会計繰入金、補正額、減額の174万3,000円。

歳入のうち、特定財源につきましては歳出で御説明いたしますので、一般財源のみ御説明いたします。

節区分の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、減額の460万6,000円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、減額の76万7,000円、未就学児均等割保険料繰入金、減額の9万8,000円。

1つ飛んでいただいて、産前産後保険料繰入金、減額の15万7,000円、財政安定化支援事業繰入金、減額の23万2,000円につきましては、いずれも金額の確定によるものでございます。

下段の項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額231万4,000円、節区分、国保基金繰入金、補正額231万4,000円は、今回の補正の財源調整による

ものでございます。

下段の113ページをお願いいたします。

歳出内訳の表でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、事業名、国民健康保険事務経費、同じく目、国民健康保険団体連合会負担金、事業名も国民健康保険団体連合会負担金、中段の表、項目ともに運営協議会費、事業名、国民健康保険運営協議会費の3事業につきましては、いずれも予算額の変更はございませんが、特定財源、繰入金、その他一般会計繰入金を職員給与費等繰入金に組み替える財源内訳の変更でございます。

下段の款、国民健康保険事業費納付金、項目ともに医療給付費分につきましても、予算額の変更はございません。こちらにつきましては、特定財源繰入金、その他一般会計繰入金が地方単独事業の医療給付費波及増分により411万7,000円の増額となるため、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

1枚はねていただきまして、114ページのほうをお願いいたします。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額57万1,000円、節区分、償還金、利子及び割引料の償還金57万1,000円は、令和5年度分の努力支援交付金、特定健診負担金等の確定による県への償還金でございます。

以上、御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第21号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第24、議第22号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の115ページをお願いいたします。

議第22号につきまして御説明申し上げます。

議第22号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の増額をそれぞれ2億6,586万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

117ページ上段の表が歳入、下段の表が歳出であります。

いずれも補正前の額2億6,136万8,000円から450万円増額し、2億6,586万8,000円とするものであります。

1枚はねていただきまして、118ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入、3の歳出の内訳であります。単位は1,000円であります。

上段の表は、特定財源のため、歳出で御説明させていただきます。

下段の表をお願いいたします。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、増額の450万円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で保険料450万円は、後期高齢者医療保険料の特別徴収、減額分の500万円、普通徴収保険料、増額の950万円との相殺であります。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金450万円は、徴収保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合の納付金であります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第22号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第25、議第23号 令和7年度安八郡安八町一般会計予算、日程第26、議第24号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議第25号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28、議第26号 令和7年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第29、議第27号 令和7年度安八郡安八町土地取得特別会計予算、日程第30、議第28号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第31、議第29号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算、日程第32、議第30号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについてまでの8議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号から議第30号までを一括議題とすることに決定いたしました。これを議題といたします。

事務局より、令和7年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

岡田町長。

町 長 では初めに、新年度に臨む私の思いの一端と新年度予算の概要について御

説明申し上げます。

さきに行われました岐阜県知事選挙において、江崎新知事が誕生いたしました。就任早々、新年度予算にも新たな政策を盛り込まれるなど、精力的に県政をリードされる姿勢に強く共鳴を覚え、岐阜県を構成する自治体の一つとして微力ながらも貢献し、共に未来へ進んでいきたいと思いを強くするところでございます。

当町におきましては、令和7年度は3村合併70周年の節目となりますが、企業誘致なども進展し、明るい兆しが芽生え始めてまいりました。まさにこの機会を好機と捉え、先人たちが築いてこられた安八町のさらなる発展、活性化を目指し、何事にも果敢にチャレンジしていきたいと決意も新たにす次第でございます。

しかし、国難と言われる超少子高齢化が猛スピードで加速しており、また東京一極集中の波も止まらない状況の中で人口減少が大きな課題となっております。各自治体において、いろいろな工夫をし、まちの魅力を発信し、交流人口・関係人口を増やし、移住・定住施策などを推進することで人口増加につなげていきたいという動きはさらに大きくなっていくと考えられます。積極的な施策展開、アイデア、対応が求められ、それができない自治体には存続の道はないとも言われております。

我々としましても、諦めることなく、将来の安八町の輝かしい姿を思い描き、その実現に向け、官民協働し、着実に歩みを進めてまいりたいと考えます。

令和7年度予算につきましては、義務的経費や固定経費の高止まり、物価高騰、人件費のベースアップなどが財政運営に大きな影響を及ぼす状況が続いており、また多種多様の課題にも直面しており、行財政全般にわたり厳しい状況が続いております。

しかし、明るい兆しも見え始めており、まちの活性化・発展に向け、萎縮することなく、知恵を出し合いながら、絶えず前向きにまちづくりに取り組んでいかなければと考え、取捨選択、集中を念頭に置き、創意工夫とアイデアを結集し、70周年という節目の年に新たな未来への扉を開くための予算編成に努めました。

子育て支援、教育環境の向上、新たな公共交通の導入や公園整備並びに産

業振興、移住・定住促進、雇用確保など、活力あふれる笑顔に満ちたまちの実現に向け、各般の事業を推進してまいります。

まちの一大ビッグプロジェクトであるスマートインターチェンジ工業団地整備につきましては、一般会計、企業会計や土地開発公社などとも連携し、早期の完成に向け全力で推進してまいります。

屋内運動場への空調設備の設置に関しましては、令和7年度は調査設計業務を盛り込み、その後計画的に整備を進めてまいります。

職員の給与面では、給与改定を反映し、また特別職、議会議員報酬等は、報酬等審議会の答申も踏まえ、増額改定させていただいております。

予算規模につきましては、一般会計は70億円で、対前年度8億円、12.9%増と大きく増額となっております。これは児童手当の制度拡充によるもの、スマートインターチェンジ工業団地の道水路整備、工場等設置奨励金や給与改定等により人件費などが増額したことによります。

また、特別会計・企業会計では、6会計で35億7,300万円で、対前年度1億3,900万円、4.0%の増となっております。

増額の要因としましては、水道事業会計において、スマートインターチェンジ工業団地の配水管の布設工事費の計上によるものでございます。

それでは、予算について、第六次総合計画の基本目標ごとに概略を御説明申し上げます。

基本目標第1の「健やかなる成長と学びを支える」では、著しく減少が見られる出生に対し、子供を産みやすい、育てやすい環境を整えることが大切だと考えています。我が町でもこども家庭課を新設し、より子育て世代や子供たちに寄り添う施策の展開を図ってまいりましたが、さらなる支援の拡充を図り、子供たちの健全育成を進めます。

また、多種多様なニーズに対応するため、地域、企業とも連携し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

そのような中、段階的な給食費の無償化について、現在第3子以降は無償となっておりますが、新たに第2子の給食費を半額と拡充をします。

さらに、新規事業として、0歳児紙おむつお届け事業に続き、粉ミルクお届け事業を実施するとともに、できる限り園児が手ぶらで通園できるよう、らくらく通園事業の取組も推進していきます。

学校の関係では、G I G Aスクール関係の機器の更新やこども園の園庭整備、屋内運動場への空調設備設置や、学校敷地などの有効活用を図るため、調査や設計業務を行います。

また、健康・福祉施策として、各種検診や予防接種の助成の拡充、積極的なフレイル予防対策にも取り組んでまいります。

次に、基本目標第2「魅力を高め経済成長を促す」では、起業などに対する支援を促進するなど、農業や商工業の生産性向上と経営強化の支援をはじめ、伴走型支援を行うことにより経済成長の促進を図ります。

また、企業誘致が進みつつある中、既存企業や新規進出企業、商工会などとの連携により、まちの魅力発信に努め、地域経済の活性化や関係人口・交流人口の拡大を図ります。

雇用・産業振興の分野では、人口増加、人材確保を進めるため、移住・定住支援として、住宅取得奨励金の基礎額を改定します。

ふるさと就職奨励金では、新たに就職に当たり、賃貸物件を取得された方への奨励金を上乘せします。

また、企業の人手不足を補う一つ的手段として、E X P O安八2025と題し、関係機関、企業ともタッグを組み、首都圏を中心に開催し、プロモーション活動を展開してまいります。

次に、基本目標第3の「安心・安全なまちをつくる」では、公共交通事業につきましては、新しくシステムの見直しを進めてまいりましたが、デマンドバスの導入に向け、年度内に実証実験に向け調整を進めてまいります。

また、道水路整備につきましては、スマートインターチェンジ工業団地の早期完成を目指すとともに、町内の道水路整備など生活環境向上へ努めてまいります。

環境・安心・安全の分野では、全国各地で発生している災害を見ますと、これからはいかに自主防災組織が稼働するかが重要と考え、当町においても育成と強化の必要性を感じております。

そこで、防災士の資格取得に対する補助制度を設け、中心的役割を担う人材の育成に努めていきます。

また、全小学生を対象に防災マットを配付します。通常はクッションとして使用しますが、万が一の場合は身を守る手段とするもので、これにより防

災に関する意識の高揚にもつなげてまいりたいと思います。

そして、指定避難所の一つと位置づけられるアンヒルパークと北部公園を防災公園へとリニューアルを進めていきたいと考えております。

最後に、基本目標の第4「運営政策」では、町民と行政の協働を基礎として、本町が抱える課題に対して、対話を重ねながら地域づくり活動を発展させていきたいと考えます。

また、男女共同参画社会、多文化共生社会、ジェンダーレス社会の実現を目指し、啓発・教育を推進するとともに、交流機会の創出や多言語による支援にも努力してまいります。

さらに、合併70周年記念事業として、新規記念イベントの開催や、既存のイベントにおいても付加価値や趣向を凝らし、これまでの感謝の気持ちとまちのさらなる活性化に向けた契機といたします。

以上が新年度予算の概要と主な施策になります。

詳細につきましては、この後、副町長より説明申し上げます。慎重審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

岡田副町長。

副町長 それでは、予算書を御覧願います。

表紙をはねていただきまして、一般会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第23号 令和7年度安八郡安八町一般会計予算。

令和7年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ70億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1 ページから第1表の歳入歳出予算となります。

1 ページから3 ページまでが歳入、4 ページ、5 ページが歳出でございます。

6 ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為でございます。

事項の1として、農業近代化資金利子補給。期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2として、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務。期間は令和7年度、限度額は90億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

3として、固定資産現況調査修正及び土地評価業務でございます。期間は令和8年度、限度額は1,670万9,000円でございます。

7 ページを御覧願います。

第3表の地方債でございます。

起債の目的としまして、こども・子育て支援事業債、こども園の園庭整備等に充当いたします。限度額1,340万円でございます。

続いて、一般単独事業債、土地改良事業に充当します。670万円の限度額でございます。

公共事業等債、道路整備等に充当します。5,750万円でございます。

地方道路整備事業債、こちらも道路整備に充当します。限度額1,800万円でございます。

緊急防災減災事業債、屋内運動場の空調設備の設計のほうに充当いたします。限度額2,000万。

合わせまして1億1,560万円を限度としております。

起債の方法以降につきましては、御覧のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書になります。

8ページ、9ページが歳入、10ページが歳出となっております。

それでは、11ページ以降ですが、明細のほうになります。

主なものを中心に御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

町税ですが、町民税としまして7億5,372万9,000円。

続きまして、固定資産税につきましては11億5,476万2,000円。こちらは対前年1億500万円ほど増額となっております。企業さんの設備投資によりまして償却資産が増額となっております。

軽自動車税は5,560万5,000円。

12ページになりますが、たばこ税は7,547万3,000円。

町税は、合わせまして20億3,956万9,000円での計上となっております。

以降、地方譲与税、交付金と続きます。国の見込み、また実績を踏まえ計上をしております。

まず、地方揮発油譲与税は2,000万円の計上です。自動車重量譲与税は7,000万円、森林環境譲与税は176万2,000円でございます。

13ページへ行きまして、利子割交付金は160万円、配当割交付金は1,300万円、株式等譲渡所得割交付金は3,700万円、法人事業税交付金は3,100万円。

14ページになりますが、地方消費税交付金は3億5,700万円、ゴルフ場利用税交付金は400万円、環境性能割交付金は1,500万円、地方特例交付金は2,000万円、こちらは対前年5,900万円の減額となっております。定額減税分の補填分がなくなったことによる減でございます。

15ページへ行きまして、地方交付税としましては、普通交付税、特別交付税合わせまして16億円、対前年3,350万円で計上しております。

交通安全対策特別交付金は110万円でございます。

分担金及び負担金、分担金でございます。

農林水産業費分担金として、牧ほ場整備分担金、また排水機費の分担金でございます。1,666万7,000円を計上しております。

続いて、負担金でございます。

ページは16ページになりますが、こちらのほうでは保育料、また教育費のほうでは学校給食費の負担金を計上しております。いずれも減免、助成等によりまして、昨年度を下回る額での計上となっております。

また、目の4、土木費でございます。本年度3億円ということで、こちらは工専区域内、スマートインターチェンジの工業団地内での道水路整備負担金、土地開発公社からの負担によりまして、町のほうで施工するものでございます。負担金として3億円を受入れいたします。

負担金を合わせますと4億657万6,000円の計上となっております。

続いて、使用料及び手数料、使用料でございます。

17ページのほうにまたありますが、温泉の使用料、やすらぎ苑使用料、また道路使用料などでございます。5,148万4,000円の計上です。

続きまして、手数料でございますが、諸証明の発行手数料、また可燃物の処理手数料などでございます。18ページのところにありますが、合わせまして2,149万8,000円となっております。

続きまして、国庫支出金、国庫負担金でございます。

民生費負担金として5億1,125万6,000円、対前年1億6,300万円ほど増額しております。

社会福祉費の中では、最上段にあります障害者自立支援給付費負担金、こちらが増えております。

また、節の2、児童福祉費の関係では、児童手当交付金。制度改正によりまして、こちらも増額となっております。

続いて、項の2の国庫補助金でございます。

ページは19ページのほうにまたありますが、合わせまして2億8,645万3,000円での計上です。

総務費国庫補助金では、説明欄の最下段になりますデジタル基盤改革支援補助金1億2,926万円。情報システム標準化への移行に対する補助金でございます。こちらが増額となっております。

19ページの最上段の物価高騰対応に係ります臨時交付金、こちらのほうは減額となっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

款の16県支出金になります。県の負担金としまして2億2,086万9,000円。こちらでも社会福祉費の中で、障害者自立支援給付費負担金が増額しております。

続いて、県の補助金でございます。

こちらは22ページにまたがりませんが、合計しますと1億4,630万9,000円となっております。福祉医療費助成、こちらのほうの県補助などをこちらで計上しております。

ページは23ページをお願いいたしまして、県支出金の委託金でございます。合わせまして3,876万5,000円でございます。参議院議員の選挙、また国勢調査、こちらに係ります委託金を計上しております。

財産収入につきましては691万円の計上となっております。

24ページをお願いいたします。

寄附金としまして、一般寄附金、ふるさと寄附金、合わせまして1億2,100万円で計上しております。

繰入金につきましては、財政調整基金、またふるさと基金から繰入れをいたします。合わせまして5億39万7,000円でございます。

繰越金は1億7,500万円の計上でございます。

ページは25ページをお願いいたします。

最下段になります諸収入、雑入でございます。

ページを進めていただきまして、27ページをお願いいたします。

雑入を合計しますと1億1,755万6,000円になります。

27ページの上から3つ目になります。防災減災機能等強化事業交付金2,200万円、森部の排水機場の電気設備の工事等に対します県土連からの交付金をこちらで計上いたしております。

27ページ最下段、町債でございます。合わせまして、28ページになりますが、1億1,560万円の発行を予定いたしております。

続きまして、29ページ以降が歳出になります。

まず、議会費につきましては7,675万8,000円の増でございます。

30ページを御覧願います。

総務費になります。

目の一般管理費3億6,177万2,000円の計上でございます。説明欄の上から

4つ目になりますコミュニティバス運行経費として3,819万円。こちらは安八穂積線の補助の分が減額となっております。また、にしみのライナーの運行補助を増額しております。また、利用補助のほうも増額し拡充をいたしております。利用増進に努めてまいります。

また、当初予算計上はございませんが、デマンドバスの実証実験に向けまして調整を進めてまいります。

空き家対策につきましても、引き続き推進をしてまいります。

ページのほう、32ページを御覧願います。

目は2番目になります情報管理費としまして2億797万円の計上でございます。こちらのほうで行政システムの標準化に係ります経費、またガバメントクラウドの利用料を計上いたしております。財源につきましては、国庫ということで、デジタル基盤改革の支援補助金、こちらを充てております。

33ページをお願いいたします。

目の最下段になります企画費としまして1億1,943万円の計上でございます。この中には地方創生事業1,304万円ということで、住宅取得助成、あるいはふるさと就職の奨励金を拡充いたしております。また、こちらのほうでEXPO事業、こちらのほうも盛り込んでおります。プロモーション活動のほうを展開してまいります。

説明の一番最後ですが、合併70周年記念事業経費として2,000万円を計上いたしております。財源としましては、県支出金、移住支援事業に係ります補助金、また繰入金として、ふるさと基金から充当いたしております。

34ページをお願いいたします。

目の基金費としまして1億2,187万7,000円でございます。ふるさと寄附金、また基金利子を積み立てるものでございます。

続きまして、徴税費になります。ページは35ページになりますが、合わせまして1億1,979万9,000円での計上でございます。財源としましては、県の県税の徴収事務委託金などを充当いたしております。

36ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費でございます。6,537万5,000円を計上しております。こちらのほうでもシステム標準化に係る経費を盛り込んでおります。こちらの財源としましては、国からの補助金を充てております。

37ページをお願いします。

選挙費としまして、2番目になります参議院議員の選挙費として859万6,000円を計上しております。全額県からの委託金を充当しております。

38ページを御覧願います。

目の2番目になります統計調査費ということで574万6,000円でございます。令和7年度は国勢調査の調査年度に当たります。565万8,000円を計上しております。こちらの財源としましては、全額県からの委託金を充当いたしております。

39ページをお願いします。

民生費になります。

目、社会福祉総務費になります。2億3,755万円を計上しております。説明欄のほうで上から2番目になります国民健康保険特別会計繰出金ということで1億1,014万7,000円を計上しております。これに対しましては、国・県のほうより負担金がございます。

また、低所得世帯の方の支援事業ということで1,214万2,000円を計上しております。物価高騰に対する支援事業費のほうが減額となっております。

40ページをお願いいたします。

40ページ、41ページにまたがります目の3老人福祉費につきましては、4,862万6,000円を計上しております。主に41ページになりますが、あすわ苑の負担金となっております。

続いて、41ページの目の4安八温泉費につきましては7,830万9,000円の計上でございます。対前年約1,000万円の減額で計上しております。

42ページを御覧願います。

目の6身体障がい者福祉費につきましては4億8,051万円の計上でございます。対前年8,100万円ほど伸びております。

43ページになりますが、節の19になります扶助費が伸びております。これに対しまして、負担金としましては、国・県との障害者自立支援給付費負担金、こちらのほうがございます。

続きまして、43ページの目の2つ目、介護保険費につきましては2億5,889万7,000円の計上でございます。対前年2,500万円ほど伸びております。こちらのほうで主なものは、安八郡の広域連合への負担金でございます。そ

の中でシステムの標準化に係る経費も盛り込んでおります。約1,600万円ほどでございますが、それに対しましては、財源で国のほうからの補助がございます。

目の8 地域包括支援センター費として5,630万1,000円計上でございます。こちらのほうでフレイル予防を進めてまいります。

46ページを御覧願います。

目、最上段になります児童措置費ということで3億5,068万3,000円の計上でございます。対前年1億2,100万円ほど伸びております。こちらは児童手当の関係が制度改正によりまして増額となっております。こちらに対しましても、財源、国・県との児童手当交付金がございます。

続きまして、目の3 保育所費になります。4億3,430万6,000円でございます。対前年4,300万円ほど増額となっております。説明欄の上になりますこども園事務経費のほうで紙おむつ無償化事業に係る経費を盛り込んでおります。こども園保育経費の中では間食代、備品等に係る経費を盛り込んでおります。こども園施設管理経費としまして4,400万の計上でございますが、園庭整備、遊具更新などを進めてまいります。財源としましては、全般的にふるさと基金を活用いたしております。また、園庭整備などに対しましては、地方債のほうも活用してまいります。

47ページをお願いします。

最下段になります。放課後児童クラブ費ということで3,663万1,000円を計上いたしております。財源としましては、国・県ともこども・子育て支援交付金のほうがございます。

49ページを御覧願います。

衛生費になります。

目は最下段で、予防費ということで5,475万9,000円を計上しております。ページは50ページのほうにまたがりますが、こちらのほうで新たにRSウイルスワクチンの予防接種助成を設けております。また、コロナワクチンの接種費用につきましては、取りあえず当初予算ではございませんが、具体化してまいりましたら補正予算にて対応させていただきたいと思っております。

53ページをお願いいたします。

清掃費の塵芥処理費になります。1億9,806万8,000円の計上でございます。

説明欄3つ目になります最終処分場管理経費ということで1,336万2,000円を計上いたしております。次期最終処分場の整備の関係で環境衛生調査を進めてまいります。

54ページを御覧願います。

55ページのほうにもまたありますが、目の3農業振興費ということで8,247万8,000円を計上しております。

55ページの説明欄、上から2番目、3番目にあります営農組織支援推進事業、また病虫害等防除対策事業、こちらは継続して実施をしてまいります。

56ページを御覧願います。

目の6の排水機費ということで5,271万1,000円の計上です。対前年2,700万円ほど増額となっております。この中では説明の2番目になりますが、土地改良施設維持管理経費ということで森部排水機場の受電設備の更新をしてまいります。財源としまして、その他ということで、防災減災機能等強化事業交付金、県土連からの交付金をこちらのほうに充てております。

58ページを御覧願います。

商工費になります。

目の2商工業振興費ということで9,246万円の計上でございます。対前年7,100万円ほど増額となっております。商工会の助成、またふれあい祭り等イベントのほうにも70周年記念の冠事業でもしておりまして、事業費を増額しております。また、説明欄の4番目になります企業立地促進事業ということで7,126万3,000円の計上でございます。工場設置奨励金をこちらで盛り込んでおります。なお、財源として繰入金、イベント関係につきましては、ふるさと基金のほうを充当いたしております。

59ページを御覧願います。

土木費になりまして、道路橋りょう費、目の道路維持費としまして1億1,412万7,000円を計上いたしております。工事費のほうが増額となっております。財源としましては、国の社会資本整備総合交付金、また地方債のほうも有効に活用してまいりたいと考えております。

61ページをお願いいたします。

目の2都市計画整備事業費ということで3億3,180万円の計上です。対前年2億9,500万円増額となっております。こちらのほうで町内の道路改良の

ほか、スマートインターチェンジ工業団地内の道水路整備を進めてまいります。こちらも国、社総金、または地方債を活用してまいります。また、スマートインターチェンジ内の整備につきましては、土地開発公社からの負担金3億円を充てております。

目の3下水道整備費としまして2億6,000万円、対前年3,000万の増額でございます。下水道事業会計への繰り出しでございます。

目の4地域づくり費としまして1,177万4,000円の計上でございます。この中では説明欄2番目になります公園整備事業ということで800万円で、公園整備に向けまして実施計画を策定してまいります。財源としましては、国の社総金、また繰入金としてふるさと基金、こちらのほうを充てております。

63ページをお願いいたします。

消防費になりまして、目の最下段になります災害対策費として2,144万5,000円を計上しております。

64ページのほうになりますが、こちらのほうで自主防災組織の育成強化を進めてまいります。防災リーダーの養成、また防災士の資格取得に対する補助制度を設けております。

続いて、教育費になります。

目の2事務局費として1億1,400万8,000円の計上でございます。ページは65ページにもまたがりませんが、通学路の安全マップの作成を進めます。また防災マップ、全小学生に対して配付するものですが、こちらに係る経費を盛り込んでおります。

66ページを御覧願います。

項の2小学校費の目の1学校管理費でございます。1億1,115万9,000円の計上でございます。説明の最下段にございますが、情報教育の推進事業ということで、GIGAスクールの関係の更新経費を盛り込んでおります。

68ページを御覧願います。

中学校費になります。4,088万6,000円の計上でございます。中学校も同じくGIGAスクールの関係の更新を進めてまいります。

ページを進めていただきまして、71ページを御覧願います。

目の3ハートピア安八費ということで8,897万9,000円を計上いたしております。この中では72ページになりますが、12の委託料で設計委託ということ

で300万円を計上いたしております。施設の改修を行いまして、児童館機能の拡充を進めてまいりたいと考えております。

ページは73ページをお願いいたします。

73、74ページにまたがります学校給食費ということで2億2,048万4,000円の計上でございます。

74ページになりますが、10の需用費の中で光熱水費、こちらを増額して計上しております。また修繕費ということで、機器の修繕費、こちらを増額で計上いたしております。

75ページをお願いいたします。

目の4の保健体育施設費ということで4,666万円の計上です。対前年2,500万円ほど増額しております。この中では、屋内運動場への空調設備の工事に際しまして、設計委託ということで2,000万円を計上しております。4か所の設計を進めてまいる予定でございます。財源ということで、全額地方債を充当いたしております。

76ページをお願いいたします。

款の10の公債費になります。元金、利子合わせまして6億4,524万円を計上しております。

続きましての予備費は900万円の計上でございます。

78ページ、79ページは地方債の状況でございます。

79ページの一番右の最下段を御覧いただきたいと思います。

令和7年度末の地方債の残高見込みということで48億8,131万7,000円と見込んでおります。50億を切る段階になる見込みでございます。

80ページをお願いいたします。

80ページ以降に給与費の明細をつけてございます。職員数、給与費等について前年度の比較もまとめております。

以上で一般会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、用紙、黄色を御覧いただきたいと思います。

国民健康保険特別会計の予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第24号 令和7年度町安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところ

による。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1ページからが第1表の歳入歳出予算になります。4ページまでとなっております。

5ページが歳入歳出予算の事項別明細書となっております。5ページ、6ページになります。

7ページ以降が明細となっております。令和7年度におきましては、被保険者数を2,560人、対前年14人の減で見込んでおります。

7ページ、まず歳入でございますが、国民健康保険料といたしましては、合わせまして2億5,783万円で計上いたしております。

8ページを御覧願います。

款の4県支出金になります。合わせまして9億7,935万9,000円で計上いたしております。

9ページを御覧願います。

繰入金としまして、一般会計からは1億1,014万7,000円、基金のほうからは3,883万7,000円の繰入れを予定いたしております。

続いて、歳出になります。

12ページをお願いいたします。

款の2保険給付費になります。項の1療養諸費から始まりまして、ページは14ページまでまたがります。療養給付費、合わせまして9億5,432万6,000

円で計上いたしております。

続きまして、国民健康保険の事業費納付金といたしましては、こちらは15ページにまたがりませんが、合わせまして3億7,277万2,000円で計上いたしております。

ページは進めていただきまして、18ページになります。

これ以降で給与費明細書のほうをつけてございます。

以上で国保会計の説明とさせていただきます。

続いて、用紙の色は紫色を御覧願います。

後期高齢者医療の特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第25号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度安八郡安八町高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

ページのほうは1ページを御覧願います。

1ページ、2ページが第1表の歳入歳出予算になります。

3ページ、また4ページとなりますが、歳入歳出予算の事項別明細書になります。令和7年度につきましては、被保険者数は2,477人で見込んでおります。

5ページ以降が明細になります。

まず、歳入でございますが、後期高齢者医療保険料としまして1億9,587万7,000円で計上いたしております。

5ページ最下段になります。繰入金、一般会計のほうからですが、ページは6ページにまたがりませんが、6,722万8,000円の計上を予定いたしております。

続いて、歳出は9ページからになります。

款の2になります。後期高齢者医療広域連合納付金ということで2億

5,478万8,000円を計上いたしております。

以上で高齢者医療の説明をさせていただきます。

次に、用紙はオレンジ色を御覧願います。

児童発達支援事業の特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第26号 令和7年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和7年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

第1表 歳入歳出予算が1ページ、2ページにつけてございます。

3ページ、4ページが事項別明細書となっております。令和7年度は利用される方を30人と見込んでおります。

5ページ以降が明細になります。

まず、歳入でございますが、障害児給付費としまして1,680万円を計上しております。

1個飛んでいただきまして、繰入金としまして、一般会計のほうから707万7,000円を繰入れする予定でございます。

7ページからが歳出となります。

一般管理費としまして2,265万9,000円での計上でございます。これは主に人件費となっております。

人件費の給与費の明細につきましては、9ページからでつけさせていただいております。

以上で児童発達支援事業の特別会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、クリーム色の用紙のところを御覧願います。

土地取得特別会計予算でございます。

議第27号 令和7年度安八郡安八町土地取得特別会計予算。

令和7年度安八郡安八町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところに

よる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,700万円と定める。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

こちらの会計では、次期最終処分場の用地に係る経費のほうを管理いたしております。

1ページ、2ページが第1表 歳入歳出予算となります。

3ページを御覧願います。

第2表 地方債でございます。

起債の目的として、公共用地先行取得等事業債、限度額は2,660万円でございます。

起債の方法以降につきましては、御覧のとおりでございます。

4ページ、5ページに事項別明細書となっております。

7ページを御覧願います。

歳出になります。

土地取得事業費ということで、目の1土地取得事業費2,663万6,000円を計上いたしております。3筆の用地のほうを取得する予定でございます。これに対しましては、2,660万円、地方債の発行を予定いたしております。

続いて、公債費でございます。償還利子につきましては、32万4,000円を計上いたしております。

8ページに地方債の状況をつけてございます。令和7年度末の残高の見込みとしましては、1億2,840万円と見込んでおります。

以上で土地取得特別会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の水色のところを御覧願います。

水道事業会計予算になります。

見出しをはねていただきまして、議第28号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、5,202戸。1日平均給水量、3,957立方メートル。(3)として年間総給水量、144万8,392立方メートル。(4)として主要な建設改良事業、イとして配水管布設工事ということで1億9,000万円でございます。

はねていただきまして、(収益的収入及び支出)でございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございますが、第1款で水道事業収益でございます。合わせまして2億886万8,000円でございます。

支出でございますが、水道事業費用ということで、営業費用、営業外費用、予備費、合わせまして2億2,028万円を計上いたしております。

次のページになりまして、(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,572万円は、当年度分損益勘定留保資金8,922万7,000円及び繰越未処分利益剰余金3,649万3,000円で補填するものとする。

収入でございますが、第1款資本的収入ということで、企業債でございます。1億9,000万円でございます。

支出としましては、資本的支出、建設改良費、企業債償還金、合わせまして3億1,572万円でございます。

はねていただきまして、(企業債)として第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、配水管布設工事、限度額は1億9,000万円でございます。起債の方法以降は御覧のとおりでございます。

次のページへ行きまして、(一時借入金)ということで、第6条、一時借入金の限度額は、1億9,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1)として、職員給与費2,236万4,000円でございます。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1 ページ以降が実施計画書になります。

説明のほうは、ページを進めていただきまして、22ページのほうで進めさせていただきます。

22ページを御覧願います。

実施計画の明細書になります。

まず収入でございます。

水道事業収益ということで、営業収益と2の営業外収益がございます。合わせまして2億886万8,000円の計上となっております。

24ページを御覧願います。

水道事業費用でございます。

項の1 営業費用として1億9,668万3,000円を計上しております。この中では、ページを進めていただきまして、27ページを御覧願います。

節の7 委託料になります。説明欄の最上段になります。こちらのほうで水道事業の経営戦略の策定を進めます。594万円を計上いたしております。

29ページを御覧願います。

2の営業外費用でございます。目の1になります。支払利息及び企業債取扱諸費ということで1,436万円、企業債利息のほうを計上いたしております。水道事業費の費用合計としましては、2億2,028万円となっております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。

31ページを御覧願います。

資本的支出の項の1 建設改良費ということで1億9,000万円でございます。こちらのほうはスマートインターチェンジ工業団地内での水道の配水管の工事費を計上いたしております。1億9,000万円でございます。

これに対しましては、30ページになります。資本的収入ということで、全額企業債のほうを充てております。

資本的支出につきましては、あと企業債償還金もございます。資本的支出、合わせまして3億1,572万円の計上となっております。

ページのほうは戻っていただきまして、7ページを御覧願います。

7ページ、8ページのほうでキャッシュ・フロー計算書をつけてございます。お金の流れをまとめたものでございます。

9ページから14ページまでにまたがりますが、給与費の明細書でございます。

15ページ以降に予定の損益計算書、また貸借対照表のほうをつけさせていただいております。

以上で水道事業会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の色は緑色になります。

公共下水道事業会計の予算となります。

見出しをはねていただきまして、議第29号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)として流入戸数、4,474戸。1日平均処理水量、4,871立方メートル。

(3)年間総処理水量、177万7,760立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イとして下水道管渠布設工事4,500万円。ロとして処理場更新設計ということで4,050万円でございます。

ページをはねていただきまして、(収益的收入及び支出) 第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入でございますが、第1款、下水道事業収益、営業収益、営業外収益、合わせまして7億2,344万2,000円でございます。

支出につきましては、下水道事業費用、営業費用、営業外費用、予備費、合わせまして7億2,209万5,000円でございます。

次のページになります。

(資本的收入及び支出) 第4条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,713万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億8,713万1,000円で補填するものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入、企業債、他会計負担金、国庫補助金等でございます。
合わせまして4億1,177万4,000円でございます。

支出につきましては、資本的支出、建設改良費、企業債償還金、合わせて
5億9,890万5,000円でございます。

ページをはねていただきまして、企業債になります。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の
とおりと定める。

起債の目的としまして、公共下水道整備事業、限度額は3億8,190万円
でございます。起債の方法以降につきましては、御覧のとおりでございます。

続いて、（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は、8,550万円と定
める。

次のページになります。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）第7条、予定支出の各項の経費の
金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)として収益的支出予算の各項間での流用。(2)として資本的支出予算の
各項間での流用。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）第8条、次に掲
げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経な
ければならない。

(1)として職員給与費462万4,000円でございます。

（他会計からの補助金）第9条、事業運営に充てるため、一般会計からこ
の会計へ補助を受ける金額は2億6,000万円である。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1ページからが実施計画になっております。

説明のほうはページを進めていただきまして、22ページのほうで進めさせ
ていただきます。

22ページからが実施計画の明細書となっております。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

1として下水道事業収益ということで7億2,344万2,000円でございます。

営業収益として、ほとんどが下水道使用料でございます。2億5,906万円

でございます。

続いての営業外収益につきましては、合わせまして4億6,438万2,000円でございます。ページは23ページのほうになりますが、他会計補助金、一般会計のほうからですが、2億6,000万円の繰入れをいたします。国庫補助金として288万円も計上いたしております。

24ページを御覧願います。

支出になります。

下水道事業費用ということで7億2,209万5,000円の計上でございます。

営業費用ということで、管渠費、ポンプ場費、25ページになりますが、処理場費、26では業務費、総係費、減価償却費などを計上いたしております。

ページのほうは26ページを御覧願います。

処理場費の中で節の7修繕費になります。3,400万円の計上でございます。機器等の修繕費を増額いたしております。

ページのほうは28ページを御覧願います。

総係費の中では、9の委託料、上から2番目になります。下水道事業のほうも経営戦略、こちらの策定を進めてまいります。

28ページの最下段になります。営業外費用ということで7,032万5,000円でございます。主に企業債の利息が主なものとなっています。

30ページをお願いします。

30ページからが資本的収入及び支出になります。

まず、支出のほうを御覧いただきたいと思います。

32ページをお願いいたします。

建設改良費としまして8,550万円を計上いたしております。

管渠費では4,500万円。管渠の布設工事費でございます。

また、目の2処理場費として4,050万円を計上しております。汚泥棟の耐震補強設計、あるいは機械電気設備の更新設計でございます。この2つを建設改良費で進めてまいります。

これに対しては、30ページになりますが、収入のほうで企業債、また国庫補助金、こちらのほうを充当いたしております。

32ページの最下段、企業債償還金としまして5億1,340万5,000円でございます。

資本的支出、合わせまして５億9,890万5,000円でございます。

30ページの資本的収入につきましては、企業債、また国庫補助金などを合わせまして４億1,177万4,000円となっております。

ページは戻っていただきまして、７ページをお願いいたします。

７ページ、８ページ、キャッシュ・フロー計算書をつけてございます。

９ページからですが、給与費の明細書をつけてさせていただいております。

15ページからは、予定の損益計算書、また貸借対照表のほうをつけさせていただいております。

続きまして、議案書のほうをお願いします。

ページは119ページになります。

議第30号 安八町下水道事業会計予算への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第６条の規定により、安八町公共下水道事業会計予算は、次のとおり令和７年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

令和７年３月３日提出、安八郡安八町長。

記としまして、１．繰入れの額２億6,000万円。２．繰入れの理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰入れするものであります。

以上でございます。令和７年度の予算につきまして、よろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより議第23号から議第30号までの総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第23号から議第30号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号から議第30号までは会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第33、議第31号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書121ページをお願いいたします。

議第31号につきまして御説明させていただきます。

議第31号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和7年3月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、123ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1から4、南今ヶ渚地内、中筋28号線、52.6メートルから北今ヶ渚地内、宮西18号線、延長23.2メートルまでの計4路線でございます。

124ページから125ページにかけ、申し上げました新規路線網図で新規路線を赤線でお示しさせていただいております。

以上、第31号につきまして御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

各常任委員会の審査のため、3月4日から3月13日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。よって、3月4月から3月13日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午後2時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月3日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 石 原 英 一

議 員 大 平 文 雄

令和7年3月14日（第2日）

議 事 日 程 （令和7年3月14日第2日）

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名者決定 |
| 日程第2 | | 一般質問 |
| 日程第3 | | 特別委員会報告 |
| 日程第4 | | 常任委員会報告 |
| 日程第5 | 議第4号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整理に関する条例制定について |
| 日程第6 | 議第5号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について |
| 日程第7 | 議第6号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について |
| 日程第8 | 議第7号 | 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議第8号 | 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議第9号 | 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議第10号 | 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議第11号 | 安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議第12号 | 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第14 | 議第13号 | 安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議第14号 | 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議第15号 | 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |

- 日程第17 議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議第17号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議第19号 安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第22 議第21号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第22号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議第23号 令和7年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第25 議第24号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議第25号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議第26号 令和7年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第28 議第27号 令和7年度安八郡安八町土地取得特別会計予算
- 日程第29 議第28号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第30 議第29号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算
- 日程第31 議第30号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて
- 日程第32 議第31号 町道路線の認定について
- 日程第33 議第32号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1 番 栗 原 宏 行	2 番 渡 辺 康 司	3 番 西 松 幸 子
4 番 傍 嶋 邦 博	5 番 坂 悟	6 番 渡 邊 裕 光
7 番 石 原 英 一	8 番 大 平 文 雄	9 番 岩 田 讓 治
10 番 山 中 美 恵 子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡 田 立	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	青 山 桂 子	会 計 管 理 者	吉 村 等
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
生活環境課長	梅 村 明 広	福 祉 課 長 兼 安 八 温 泉 所 長	山 田 靖
こども家庭課長	田 中 弓	ま ち づ くり 推 進 課 長	大 平 共 美
農 政 課 長	松 岡 政 司	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	坂 和 由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡 邊 茂 且	書 記	梶 井 公 歴
書 記	安 田 顕 久		

(開議時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

百梅園の梅も満開になっております。

そして、野原といいますか道端にはもう既にツクシも出ておりました。この3月から4月は、出会い、別れの月ということで、いろいろと行事も多々ありますが、自然界はもう既に春でございます。

この3月議会は予算議会でございますして、皆さんに活発なご意見をいただきながら進めてまいりました。今日はその最後、どうかよろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しております。

ただいまから令和7年第1回安八町定例議会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 山中議員、1番 栗原議員に指名をいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

3番 西松幸子議員。

3番 おはようございます。

通告に従いまして、私のほうから2点、質問をさせていただきます。

まず初めに、小・中学校体育館エアコン設置について。

今、学校各機関への空調設備が、児童・生徒の熱中症対策や避難所の環境改善の観点から急務となっています。

昨夏は、平均気温が統計開始以来最高を記録する猛暑となりました。また、頻発している豪雨災害や、元日に最大震度7の大地震が北陸地方を襲った能登半島地震など、災害時は学校体育館が避難所となっていることから環境

改善が求められています。

政府は、12月17日に成立した2024年度補正予算において、空調設備整備臨時特例交付金を創設し、学校体育館へのエアコン設置を進めるとしています。体育館のエアコンをめぐっては、最新の文科省調査、2024年9月30日付で、公立中学校の設置率は22.1%にとどまっています。政府は、全国の小・中学校体育館のうち95%が避難所に指定されていることから、今後10年間で設置率を95%まで引き上げる目標を掲げ、新たな交付金を創設しました。当町の令和7年度事業に小中体育館空調設備工事設計委託が入っており、うれしく思っております。

昨今の気候変動により、児童・生徒、町民の命を守るエアコンの設置は急がなくてはなりません。喫緊の課題と捉え、小・中学校体育館のエアコン設置に向け取り組んでください。

2点目に、アンヒルパークの公園整備について。

かねてより子供たちが遊べる公園をと要望してきました公園整備が、いよいよ計画策定に入ります。防災公園として、災害時に避難場所や救援活動の拠点としても機能するように設計される施設です。ふだんは一般的な公園として遊び場や休憩所として活用されます。

愛知県大府市では、健康都市として小さな子供から高齢者まで気軽に健康づくりが行えるまちづくりに取り組んでいて、その一環として、市内の公園などに健康遊具を設置しています。誰でも気軽にストレッチや簡単な筋力トレーニングなどの運動ができる遊具です。自身の体力レベルや目的に合わせて健康増進に取り組むことができます。健康遊具には、飛び越し台、平行棒、飛びつき棒、背伸ばしベンチ等々があります。

2月15日、健康長寿と幸福長寿の両立を目指して、フレイル予防はまさにまちづくりと題して飯島勝矢先生の講義がありました。町長もフレイル対策に力を入れていくとおっしゃっておいりました。

これから高齢化人口が増加する中、元気で健康な町を目指し、大府市のような公園の中に健康遊具も取り入れてみてはどうでしょうか。

議長 坂教育課長兼ハートピア安八館長。

教育課長兼ハートピア安八館長 西松幸子議員の質問にお答えします。

最初に、1つ目の小中学校体育館エアコン設置についてでございます。

当町は、児童・生徒の熱中症対策として、また災害発生時における地域の避難所として、そういう観点から体育館のエアコン設置は必要であると考えており、来年度当初予算に調査設計費を盛り込んだところでございます。その後は計画立てて、順次整備をしてまいります。近年続く猛暑に対して、教育環境の向上及び防災・災害対策に努めてまいります。

次に、2つ目のアンヒルパークの公園整備についてでございます。

議員の提案する、公園の中に健康遊具を取り入れてはどうかについてでございます。

防災公園の整備につきましては多額の予算と期間が必要となることから、しっかりと整備計画を立てて進めていきたいと考えております。健康遊具については、その中の整備計画の中で検討してまいりたいと考えております。

また、併せてソフト事業であるフレイル予防につきましては継続して、続けて町民の健康増進に努めてまいりたいと、そういうふうと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松議員。

3 番 ありがとうございます。

防災公園に関しましては、子供たちが思い切り遊べる遊具と高齢者の皆さんには健康遊具を設置していただき、誰もが集まれる公園にしてください。足腰の悪い高齢者が見えますので、フレイル対策をして元気な高齢者人口を増やしていきましょう。

体育館のエアコンに関しましては、相当お金もかかると思いますので、要望といたしまして、令和8年度から1校ずつ設置していただきたいと思います。

答弁は要りません。これで終わります。ありがとうございました。

議長 続きまして、6番 渡邊裕光議員。

6 番 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、私からは中須川の美化についてを御質問させていただきます。

当町の中心を流れる中須川は、兩岸に約1,000本の桜が延長3キロにわたって植えられており、中須川千本桜と西美濃広域観光推進協議会のホームページにも掲載されております。

その中須川ですが、のり面や川の中にごみが散乱しているのが見受けられます。

今もう始まっております梅まつりや、今度3月29、30と桜まつりが始まります、など中須川沿いで行われておりますので、清掃の必要性を大変感じております。

隣町の輪之内さんのほうでは、中江川の清掃活動を企業や中学生、ボランティアの人で年2回行われていると聞いております。

そこで質問です。

町として、のり面や川の中の清掃は行っておりますでしょうか。

2つ目、この間、3月9日にもありました、ふれあいウォーク&ジョギング大会や、今度桜まつりの日と重なりますが、3月30日に行われますさくらウォーキングをやる際、今年はちょっと無理やと思いますが、今後、同時にごみゼロ運動を行ってはどうかでしょうか。

3つ目、西濃水産漁業協同組合が、年に1回、船を出して川の中の清掃を行っておみえになります。もっと回数を増やしていただけるように行政のほうから申出をしてはどうかでしょうか。

4つ目です。安八町の企業さんも協力していただけないでしょうか。

以上4点を、担当の方から御回答のほうよろしく願いいたします。

議長 大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 渡邊議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目、のり面や川の中の清掃を行っていますかについてお答えをします。

現在、中須川の管理は、のり面は全面除草、植栽部分については樹木の剪定を実施しております。また、スポット的ではありますが、泥だまりを中心にしゅんせつ工事や、樹木の繁茂している箇所を中心に樹木の伐採も行っております。

しかしながら、中須川のり面整備工事より30年以上が経過し老朽化が進んでいることや、河川の管理延長等の観点からも、全ての区域をすぐ、即座に美化することは難しい状況にあります。

地域の方々に御協力をいただく方法もございしますが、のり面や川の中での作業は危険を伴うことから、安全面を考慮すると難しい側面もございします。

今後、業者へ委託するなど、計画的に除草作業を中心にしゅんせつ工事

も進め、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

2点目から4点目、ウォーキング大会でのごみゼロ運動、西濃水産漁業協同組合の船を利用した清掃活動、企業の協力をいただく活動についての御提案についてお答えをします。

地域の景観維持や環境美化について、その地域の住民の方や団体、企業の御協力をいただき事業を進めることは、大変よい御提案であると思います。地域の皆様や地元企業の皆様のお力もお借りしながら、よりよい景観形成につなげるような機運を高めていきたいと思っています。

以上、渡邊議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 渡邊議員。

6番 大平課長、御回答をどうもありがとうございました。

先ほど申されておりましたように、私もちょっと駆け込みで来たんですが、のり面の樹木の伐採や、たまたま庭神さんがやってみえましたので黙認しました。ちょっと残念やったのは、そのときについでにちょっとごみも拾っていただけるとありがたいなというふうに思っていたので、先ほど大平課長が言われましたように、なかなか下まで下りていくと危のうございますので、やっぱり専門の方にその伐採をされたときに、ついでにごみもとっていただくような計画立てていただけると大変ありがたいなというふうに思っております。

私のほうはこれで以上になります。回答は結構です。ありがとうございました。

議長 続けます。10番 山中美恵子議員。

10番 議長さんのお許しを得ましたので、質問通告により質問させていただきます。

カスタマーハラスメントの現状と今後について質問をいたします。

カスタマーハラスメント（カスハラ）は、企業などに対する理不尽なクレーム、度を越した要求、暴言や暴行などの行為が、カスタマー（顧客、利用者など）によるハラスメントとして、近年社会問題となっております。

このことは、企業だけではなく行政機関でも増加しているとの記事を目にしたことがあります。

安八町の窓口対応に対して、カスハラの実況、発生件数、内容、職員の負担などはどうでしょうか。

カスハラ対策のために、方針やマニュアルの整備をしていますか。また、対応した職員のメンタルケアや万が一のための安全対策はどうなっていますか。

カスハラを未然に防ぐための注意喚起ポスターの掲示、ルールなどの明文化など、町としてカスハラ防止の方針を明確にし、職員を守る体制を強化する必要があると考えておりますが、現状は、今後はどうなっておりますか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

議 長 河合総務課長。

総務課長 山中議員の御質問、カスタマーハラスメントの現状と今後についてお答えをいたします。

1点目の御質問、カスタマーハラスメントの現状について、以下カスハラとさせていただきます。このカスハラの実況につきましては、町の行政運営に対する過度な要求やいわれなき非難といった事案を数件確認しておりますが、いずれも解決をしております。

事案の内容は、そのほとんどが過度な権利行使を原因とするものであり、顧問弁護士と協議を行うなど、法律的な根拠に基づき、職員個人での対応ではなく、組織で対応をしております。

2点目の御質問、方針やマニュアルの整備、職員のメンタルケアや安全対策についてでございますが、町では方針やマニュアルは独自で定めておらず、厚生労働省発行のものを活用しており、大きく5つの対策を実施しております。

1つ目は、研修の実施です。

昨年2月には、外部講師による全職員を対象とした研修、昨年の5月には、課長以上会において簡易マニュアルを基に研修を深め、各課内で情報共有を図るなど、カスハラに対する職員の教養も高めております。

2つ目は、ハード対策です。

昨年6月には電話の通話記録録音装置を導入し、行政サービスの向上とカスハラ防止に効果を上げております。

3つ目は、窓口の一本化です。

カスハラと疑わしき案件につきましては、本年度から採用をしております総務課危機管理専門官に対応窓口を一本化し、各課職員からの相談を受け付け、解決に向け担当職員に代わり対応をしております。

4つ目は、相談窓口の設置です。

職員が問題を抱え孤立化しないよう、何でも相談できる窓口として、総務課に内部通報窓口、ヘルプライン・ホットラインを開設し、外部機関とも連携を図り、適切な対応につなげております。

5つ目は、メンタルヘルスです。

カスハラにより職員のメンタルヘルスに悪影響を与えてしまうような場合には、異常を早めに察知し、産業医や衛生管理者へのカウンセリングを実施したり、職員の負担を軽減するため、担当変更や配置転換なども行っております。

これらの効果もあり、今年度は大きな事案には発展しておらず、各自治体で制定が進んでいるカスタマーハラスメント防止条例を制定するには至っていないと認識しており、当町における条例の制定につきましては、状況を見極め、しかるべき時期に対応をしてまいります。

いずれにいたしましても、山中議員が御懸念のように、カスハラの対応も様々となってきており、職員が安心して働くことができる環境づくりと、職員を守り被害者を出さないよう、今後もマニュアルの見直しをはじめ、ただいま申し上げました5つの対策の強化を継続的に取り組み、職員が一丸となって対応をしてまいります。

以上、山中議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議 長 山中議員。

10番 丁寧な御回答、誠にありがとうございます。

行政で、法の整備をしているところがちらほらあります。安八町もそれに向けて、そういうことも考えていただきたいということをお願いいたしました。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 続きまして、2番 渡辺康司議員。

2番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは地域防災倉庫の設備の点検状況はということについて質問させていただきます。

安八町内には、地域ごとに防災倉庫があります。地域住民の皆さんは、防災倉庫内の設備は何があるのか、またその数と使用方法是周知できているのでしょうか。

町の防災訓練において、使用方法については体験していただいておりますが、各設備の点検についてはどうでしょうか。

倉庫に収めてある設備には、発電機、チェーンソーなどエンジンのついた設備があると認識しています。急な災害時に問題なく使えてこそその設備だと考えます。エンジンがついた設備において、すぐ始動できる状況に整備されているか、また燃料となるガソリンなどについても倉庫内で長期保管され使用に問題ないものであるかなど、誰がどのような頻度で点検されているのでしょうか。

また、設備の台数についても十分な数が設置されているのでしょうか。

また、町の消防団も、火災発生時だけでなく、災害時においても大きな力を発揮します。消防団に常備している設備においても、必要台数や設備に不足がないか、また今常備している設備以外にも必要なものがないかなども検討は必要ではないでしょうか。

御担当の方の回答を求めます。

議 長 河合総務課長。

総務課長 渡辺康司議員の御質問、地域防災倉庫の設備と点検状況についてお答えをいたします。

1点目、町が管理する防災倉庫内に救助設備としてチェーンソー8台、エンジンカッター9台、炊き出し設備として大型炊飯器5釜、大型炊き出し釜6釜、冷暖房設備として大型石油ヒーター6台分、冷風扇風機と発電機のセットが30組。そのほか、避難所設備として、ガソリンの発電機6台、発電機付大型バルーンライト3台のほか、簡易トイレや間仕切りなど、各小学校の防災倉庫や、名森小学校東のテント倉庫及び旧南條こども園の5か所に分散配備をしております。

備蓄設備の内容や数量は住民には周知しておりませんが、昨年10月に開催した総合防災訓練（防災講演会）など、折に触れ備蓄している設備や備品、非常食などを展示し、参加住民に御覧をいただいております。

また、備蓄設備の使用方も、年1回開催している総合防災訓練において、

各地区選出の自衛防災隊員さんを中心に取扱訓練を実施しております。

2点目、発電機やチェーンソー等エンジンのついた備蓄設備の点検は、総務課防災担当職員が年1回始動点検を実施しているほか、昨年8月の巨大地震注意情報が発表された際には総点検を実施いたしました。また、選挙やふれあい祭りなどの各種行事やイベントの際には、積極的に発電機などの備蓄設備を使用し、正常に作動することの確認を行っております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、エンジンがついた備蓄設備は、機械内でのガソリンの劣化を防ぐため、ガソリンの抜き取りや定期的なオイル交換が必要となります。来年度以降は、防災士や防災リーダーを養成し、地域の防災力を高めていきたいと考えておりますので、こういった方々の協力を得ながら、点検、整備の精度を高めていきたいと考えております。

3点目、現在、町が備蓄する発電機やチェーンソーなどの数量を保管し、大規模災害時に有効かつ幅広く活用していくため、各地区に地区防災設備整備補助、補助率3分の2、上限40万円を交付し、各種設備を整備し、地区公民館や地区防災倉庫に配備をしていただいております。

なお、各地区で保有している備蓄設備の維持管理や取扱訓練は、地区にお任せをしておりますが、環境美化活動など地域活動の後に点検や試運転をしているとか、昨年10月に実施した地区防災訓練においても、多くの地区が設備点検や取扱訓練を実施したと報告を受けております。今後も、各地区へ区長会議等を通し、継続的に設備点検や訓練を実施していただけるようお願いをまいります。

4点目、消防団に常備している救助設備としては、分団各部にチェーンソーと発電機をそれぞれ1台ずつ配備しておりますが、今後は狭い道路でも機動的な消火や救助活動を可能とする軽消防車の導入を進め、また団員から現場の声も聞きながら、必要となる装備の導入も検討していきたいと考えております。

いずれにしても、日頃から備蓄設備の点検、整備を怠らず、有事に力を発揮できるよう、設備の充実や備蓄設備の見える化にも努めてまいります。

また、大規模な災害が発生し、被害が広範囲で甚大となった場合、行政ができることには限界がございます。今後は、各地区における防災計画の策定を推奨し、地域住民が助け合い、危機を乗り越えていく体制づくりを区長さ

んとも協力し進めていきたいと考えております。

以上、渡辺康司議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議 長 渡辺議員。

2 番 ありがとうございます。

私が事前に把握した範疇では、防災倉庫というのが各地域にあるということとは認識したんですが、その中に発電機、チェーンソーといったものがある、その大きな2点が発動機、いわゆるエンジンがついたものというような認識だったんですが、町のほうで管理されている防災倉庫の中には、それ以外にも数多くのものが整備されて収納されているということを確認できて、ありがとうございました。

また、防災倉庫の中が大変高温になるということもありまして、先ほどありましたガソリンのことも踏まえてなんですけれども、やっぱり必要なときにすぐ始動できるような状況を、年1回の点検以外にもそういったイベント事に使っていただいたりして、すぐ発動できるような状況を点検していただいているということも確認できて、大変すばらしいことかと思います。

なかなかやっぱり、エンジンに関わることでいいますと、かけ方すら分からないということもございますので、そういった防災訓練で今後も地域住民の方にもそういったことも体験していただきながら、必要なときに間に合う、頼りになる設備として使えるようにということを啓発していただきたいということと、各区長様のほうにも防災倉庫を完備されているという観点から、今後も啓発をいろいろしていただいて、そういった点検の部分も区長さん任せにならないような、防災隊員さんを巻き込んだような形もちょっと取っていただけるような提案も進めていっていただけると有事の際には役に立つものになるかなと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

議 長 続きます。5番 坂悟議員。

5 番 議長から発言のお許しが得られましたので、私からは安八町こども計画の見える化をということで質問をさせていただきます。

当町では、第4期あんばちっ子すくすくプラン（令和2年度から令和6年度）というプランがあります。冊子として、すばらしい冊子の計画を過去い

ただいております。

基本理念として、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのびと育ち、安八町を愛し、いつまでも住み続けることができるよう、地域全体の力で子育て家庭を支援する社会を目指します。また、親となる人たちが安心して子どもを生み、子育てを通して豊かさを実感できる環境を築き上げ、魅力あるまちづくりを目指します」との趣旨に沿い、5年間計画的に子育て支援を行ってきました。

一方、国はこども基本法第10条において、令和5年度から8年度までを想定、各自治体向けに向けてこども計画策定支援事業を始めました。市町村は補助基準額300万円、補助率2分の1、ただし市町村は努力義務ではありません。令和6年度採択自治体は、交付自治体が151、今、事前協議自治体として427となっております。

当町もこども家庭課が新設され、積極的に新しいプランの取り入れが実施されていますので、1年間の実績と今後の取組について質問します。

1. こども家庭課新設後、令和6年度に新しくサービスを始められたものを実績も含めて回答ください。

2番、子育て支援の見える化は努力されているとは思いますが、他町のホームページ、例を挙げますと、岡山県奈義町と安八町のホームページを見比べてみると、見やすさに少し差がある。未満児おむつサービスなど、新規に始めた各種サービスはすぐにホームページなどに掲載すべきと思います。国の推し進めるこども未来戦略マップなどのように見える化し、住民に分かりやすい資料に努めるべきと思いますが、いかがですか。

3番目、安八町の第5期こども計画は、国のこども計画策定支援事業に沿った計画になるのですか。

以上3点について、担当の方に質問させていただきます。回答をお願いします。

議 長 田中こども家庭課長。

こども家庭課長 坂議員の御質問、安八町こども計画の見える化をの1点目の御質問、こども家庭課新設後開始した、令和6年度新規事業並びにその実績についてお答えします。

令和6年度からの新規事業、また既存の事業を新たに拡充したものとして、大きく3つの事業がございます。

1つ目として、0歳児紙おむつ等お届け事業です。

この事業は、お子さんが1歳になるまで紙おむつを2か月ごとに自宅までお届けし、お母さんと対面して母子の健康状態や育児相談を受けるもので、お母さんや子供に寄り添った伴走型の支援として行っています。お届けした家庭からは、毎日使うものなのでこんなに頂けるのは助かります。紙おむつを持ってきてもらえたときに気軽に育児相談ができてよかったなどと高評価を得ています。

2つ目は、小中学校給食費助成事業です。

それまで第3子の給食費を半額助成していたものを全額助成に拡充し、今年度の対象者は約130名となっています。

3つ目は、産後ケア事業です。

産婦と赤ちゃん、その家族が安心して育児を行うための産後ケアとして、訪問型産後ケア、デイサービス、いわゆる日帰り型産後ケアに加え、新たに宿泊型産後ケアを開始いたしました。利用者は6名、うち新たに開始した宿泊型が1名で、産後鬱などを抑制できたと考えます。

そのほか、こども園ではこの年度末から、春休み中はお弁当持参の預かり保育であったものを、春休みをなくし通常保育とします。給食も提供することで、働く保護者の方の負担軽減につながればと考えます。

2点目の御質問の子育て支援の見える化についてお答えします。

今後、子育てしやすい町という魅力を発信し、安八町への移住・定住を促進する意味でも、子育てポータルサイトを立ち上げ、子育て支援の各種サービス等が見やすく、目を引くものとなるよう進めてまいります。

3点目の安八町の第5期こども計画は、国のこども計画策定支援事業に沿ったものかとの御質問にお答えします。

こども基本法第10条では、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することに努めることとされています。このこども大綱では、子供から若者までを対象に策定することとされていますが、当町では子供に重点を置いた計画となっていますので、議員御質問の国のこども計画策定支援事業の対象とはなりません。一言で子供とい

っても対象が幅広く、それぞれの年代に合った支援を講じなければなりません。

まずは子供や子育て支援を最優先に進めてまいります、今後もローリング等を実施し、地域の実情に合った実効性のある計画にまいります。

以上、坂議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

議 長 坂議員。

5 番 田中課長、御回答ありがとうございました。

国のほうも、県のほうも含めて子供関係の予算というのは今年いろいろな形で決まると思います。劇的にいろんな項目が変わる一例として、先日の県議会でも、新しくなられた江崎知事が御回答されていましたが、県子育て支援の加速化ということで、多胎児の出産時の給付金等を設けたいとか、そういう説明もされております。学童保育人材確保の拠点を整備するとか、そういう形で今年度も非常に新しい形の補助金がまた整備される可能性がありますので、ぜひともその辺りを積極的に取り入れたものを早く安八町も整備して、なおかつそれが分かりやすい形で町民に示していただける、見える化をぜひとも進めていただきたいというふうに要望して、私からの質問を終わりたいと思います。以上です。

議 長 続きます。7 番 石原英一議員。

7 番 議長から発言のお許しをいただきましたので、私からはフレイル予防に対する今後の計画はということで質問させていただきます。

日本は、65歳以上の割合が21%を超える超高齢化社会に入って20年近くがたちます。安八町の65歳以上の占める割合も年々増加し、2024年1月中で29.4%と全国平均29.1%を上回り始めました。2050年には40%を超えることが予測され、世代別人口を考慮した施策は重要度を増していきます。

その一方で、地域の高齢者の健康状態を知ることができる目安の一つ、要介護認定率、介護サービスを受ける割合において、安八町は14.6%、全国平均19.0%、岐阜県17.4%と比べてもかなり低いです。

この面から見ても、介護予防のやっぱり今まで取組というのが、町としては進んでいる町と言ってもいいのではないのでしょうか。

恐らく、こうした取組というものが評価されて、産官学民連携のフレイル

予防推進会議にも東海地区で安八郡だけが唯一参加し、今後様々な検証がなされ、注目度は高くなる可能性があります。

先月、中央公民館で講演された飯島勝矢氏の研究によれば、フレイルチェックの参加者は、短期的に見ると介護給付費が低く、年間1人当たり3万2,452円の差があり、年を追うごとに拡大傾向なのだとかという、今のところ研究がなされています。この数値というのは、町の財政に影響してくることは今後間違いなさそうです。

また、地域分析では、私が住む結地区、結小学校校区は認知症リスク者が高く、孤食者割合が高いなど気になる研究データもあり、対策が必要など様々なことが見え始めてきました。

そこで、2つ提案があります。

一つは、フレイル予防の先進的な町を目指し、町の魅力のPR要素に加えること。この目的は、町民に意識を高めてもらうため、町外には健康意識が高い移住希望者の選択肢に当町を加えてもらうためです。

もう一つは、健康を意識したまちづくりのさらなる促進。年400回ほど開催されるフレイル予防体操のさらなる拡大、そして全世代に向け、子供の頃からフレイルに対する認識を高める取組、ウォーキングイベントはもちろんです。日常の習慣につなげるため、SNS、喫茶文化、温泉などを組み合わせたわくわく感を加える施策など、考えられることは数多くあると思います。

先月の講演会の冒頭で、町長が安八町フレイル予防宣言をされ、来年度の予算にフレイル予防関連も組み込まれています。

今後の安八町のフレイル予防に対する具体的な計画を求めます。

議長 山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 石原議員の御質問、フレイル予防に対する今後の計画はについて回答させていただきます。

まず、フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間地点である虚弱な状態のことを言い、適切な行動により元に戻ることもできる状態であります。

このフレイルを予防、改善するためには、食生活改善や口腔機能の向上といった栄養と、生活活動や運動習慣の促進といった身体活動、そして社会活動やつながりといった社会参加の3本柱を意識して生活することが大切であ

ると言われております。

特に、フレイルは日常生活の工夫で予防ができ、高齢期になってからではなく、全ての年代が健康を意識し取り組む課題であると認識することが必要であります。

フレイルの入り口は、社会性、人とのつながり、生活の広がり低下とも言われており、家に閉じ籠もらず、人に会いに出かけるということが最も大切であります。

そこで、来年度からは、フレイル予防のオペレーションアプローチとして、暮らしているだけで健康、すなわちフレイル予防を切り口にしたまちづくりを目指し、高齢者のほか様々な年代の町民とともに協力しながら健康増進を図ってまいりたいと思います。

行政だけでなく、産官学民が一体的に取り組み、社会参加の促進やフレイル予防に適した食生活の改善及び歩きやすいウオーカブルな環境づくりを構築していきたいと考えております。

具体的に、この地方には喫茶店のモーニングサービスの文化が根づいており、高齢者の多くがモーニングに通うことによって、おいしく栄養のあるものを食べ、楽しくみんなと会話することで、効果的に免疫力を高めることができる通いの場にもなっております。

地域交流や人とのつながりは、フレイル予防の一つでもある社会参加に位置づけられ、自然な喫茶店での集まりはまさに健康を維持することにつながっています。

今後は、こうした交流の場や賑わいの場を町内一円につくっていき、石原議員御提案のフレイルに対する認識を高められ、わくわく感があふれる施策や、意識しなくても健康になれる仕組みづくりを検討していきたいと思っております。

例えば、ウオーカブルな環境づくりについては、今月の3月30日、日曜日に住民参加型のさくらウォーキング&スタンプラリーというイベントを今年度初めて開催する予定であります。満開の桜の風景をインスタ映えスポットで写真撮影するなど、今後も様々なイベントの機会を通じて安八町の魅力をPRしていただければと考えております。

令和7年度予算において、健康器具や歩行補助具の購入補助のほか、住民

の自助・互助を生み出しながら地域づくりの活動を発展させ、身近な場所で少人数サロンなど、高齢者が自ら行きたい場所を創設できるよう支援してまいります。

さらには、企業や事業所とも連携し、キッチンカーや移動販売車などを活用しながら、地域住民の日常生活に深く関わる買物と健康的な食生活が同時にかなえられるような仕組みづくりにも取り組んでいきたいと考えております。

以上、石原英一議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原議員。

7番 答弁ありがとうございました。わくわくする取組に期待しております。

一昨日、岐阜県議会でも、安井県議がフレイルについて質問されました。その答弁の中で、岐阜県のほうからとしては、やっぱりこれからはフレイル予防を推進している自治体を後押ししていく、そしてそれに情報共有をしていく、そして県庁内にある高齢者生きがいつくり応援窓口からの出張などに力を入れていくという答弁がありました。

ぜひとも、安八町がフレイル予防の先進的な町として、健康寿命だけではなくて、健康寿命を楽しむ、わくわくする安八町を期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 ここで暫時休憩といたします。11時10分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 再開いたします。

一般質問を続けます。

4番 傍嶋邦博議員。

4番 議長の承認をいただきましたので、私からは、役場のすぐ東の道路、西結南条線の整備について提案と質問をいたします。

安ハスマートインターチェンジが開通し、その周辺の企業誘致も進んだことにより、今後はその整地や企業の建築等により、今まで以上に大型車の交通量が増えると思われます。これは工事による一時的な増加ですが、工事終

了後も、当然として恒常的に企業による大型車の交通量の増加が予想されます。

大型車の交通量増加に伴う西結南條線においての重要性につきましては、過去にはほかの議員からも一般質問がありましたので、詳細な説明は省かせていただき、懸念事項においての改善提案をさせていただきます。

懸念事項といたしまして、西結南條線の東蚊塚から北今ヶ渕にかけて、歩道がなく道幅が狭くなっているところがあるのは周知の事実であると認識をしていますが、さきに申し上げた今後の大型車の交通量増加により、自動車同士の交通事故が増えないかと懸念しています。そして、団塊の世代以上の方の運転免許証返納による歩行者と自転車の増加により、死亡事故の増加も懸念されます。

西結南條線が整備されれば、企業としてもよいことは言うまでもありません。町民の命を守るため、また町内企業のために、道幅が狭くなっているところから整備をしてはいかがでしょうか。

また、大垣一宮線との交差点、役場南の信号において、南方向に進む際、右折車がたった1台いるだけで大変混雑するとの声が住民の方から多く出ています。その信号を時差式にして、北進よりも南進を少し長くすることはできないでしょうか。

以上、西結南條線の道路拡幅と信号機の時差式への変更、2点について見解を求めます。

議 長 大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 傍嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目、西結南條線の整備についてお答えをします。

この質問については、令和2年第4回議会においても一般質問が出されております。

町道西結南條線は、都市計画決定以降、順次整備を進めてきましたが、東蚊塚から南條にかけては未完成区間であり、移転補償などを考慮すると早期の完成は困難ですと回答をさせていただいております。

その後、令和4年度には、整備に向けた調査・検討として概略設計を行っており、中心線測量や支障物件の洗い出しを行っております。

その結果、支障物件となる家屋も明らかとなりましたので、特に危険であ

と思われる北今ヶ淵地内、西結地内の狹隘部の解消に向け検討を進めてまいります。

また、併せて交通分散を図るため、県道安八平田線、県道安八海津線や、本年度工事に着手しますスマートインターチェンジアクセス道路を利用しての県道北方多度線など、町を南北に縦断するほかの道路網へ誘導することも検討しております。

また、平成11年に養老町、大垣市とともに養老大垣安八線（仮称）道路整備促進期成同盟会で整備計画を進める当町アクセス道路を経由して揖斐川堤防へ接続する道路整備をすることにより、交通分散も期待できると思います。

2点目、役場南交差点の渋滞緩和のため時差式信号としてはとの御提案についてお答えをします。

時差式信号にすることにつきましてですが、この交差点の主道路は県道大垣一宮線でありますので、主道路の滞留を防ぐことを優先しなければなりません。その上で、道路管理者の大垣土木事務所とも協議をし、交差点改良の要望をしております。

現在、用地取得に向けた調査を進めていただいておりますが、一部関係地権者から同意を得られていない状況でございます。交差点改良が完成しますと、大垣一宮線、西結南條線ともに右折レーンが整備され、渋滞も緩和される見込みでございます。

以上、傍嶋議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋議員。

4番 ありがとうございます。

先ほど西結南條線のほうも、役場南の信号のほうも、計画的には検討していただいているというような形でしたけど、この西結南條線の整備が非常に困難で、一筋縄ではいかないということは重々承知の上で今回の提案と質問をさせていただいております。

まずもって、今まで企業誘致もなかなか進まずに、ほかの自治体でも四苦八苦しているような企業誘致をこれほどまでにスピーディーかつ見事にこなした岡田町長だからこそ、私もこの難しい問題をぶつけていることをロジックの根底にあるということを理解していただきたいです。

ちょっと視点を変えて、2点質問をさせていただきます。

答弁にもございましたけど、西結南條線は都市計画道路になっております。

まず1点目、都市計画とは何か、1つ、簡単にでいいので教えてください。

2点目、西結南條線のいまだ整備されていないその北今ヶ淵辺り、この狭くなっているところの現状について、町長の見解を教えてくださいたいです。お願いします。

議 長 最初の質問は、大平課長。

農政課長 傍嶋議員さんからの1点目の御質問、都市計画とは何かということですが、都市計画とは、都市計画の線引きをすることにより、住民の皆様が住みやすい環境を整えるということで、住居系なら住居、工業系なら工業系というような形で住みやすい環境を整えて、気持ちよいまちづくりに進めていくというものだと認識をしております。以上でございます。

議 長 続きまして、町長。

町 長 西結南條線につきましては、先ほど傍嶋議員もおっしゃられたとおり、大変難しい案件であって、それが難しいがあまり今まで延びてきているというふうに思っております。

やはり建物の支障移転等々、建物の移転を伴う工事となりますと、どうしても地権者の御理解というものが得られにくいということも考えられます。

ただし、今懸念されている東、西蚊塚か、芝原から大垣江南線までの間、特にその部分と、いぬい理容院さんという、名前を出して申し訳ないですけど、そこら辺の部分が特に狭隘となっておりますので、その場合の間でやれるところから、やはり少しずつでも手をつけていかないと進まないというふうに思っております。

県がやっておる大垣江南線につきましても、やれるところからという選択を今取っておられ、少しずつでございますが、進んでいる状況でございます。

やはり、そういった難しい区間につきましてはそういった手法も取らざるを得ないかというふうに考えておりますので、その辺りはしっかりと、これからの調整を取りながら進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議 長 傍嶋議員。

4 番 ありがとうございます。

都市計画、昭和36年でしたかね、私の記憶で。

〔「46年」の声あり〕

4 番 46年ですかね。安八のホームページに紹介されている都市計画を説明する文面としては、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用や都市施設などの計画を定めたものと載せてあります。読み替えるともう何十年もの間、この健全な発展と秩序ある整備が、ずうっともう何代もの町長が放置されているような状態であるのではないかなと言えます。安八町の健全な発展のために、秩序ある整備のためにも、このずっと放置されてきた部分を岡田町長に取り組んでいただきたいと思います。

実際、今までいろんなことを、そういう難しい問題は、できない理由を探すのではなくて、できる方法を見つけていくということを非常に町民の方は望んでおります。

先ほど申し上げたとおり、非常に困難であることは承知しています。難しい問題であるがゆえ、時間もかかると思います。だからこそ早く取り組んでいただいて、今困っているところを解決していただけることをお願いいたしまして、私からの一般質問を終了いたします。以上です。答弁は要りません。

議 長 次は、1 番 栗原宏行議員。

1 番 ただいま議長より許可をいただきましたので、私のほうから質問させていただきます。

道路整備について質問させていただきます。

先ほど傍嶋議員さんよりも質問がありました。また、過去に先輩議員も幾度となく質問をされている部分もありますので、その部分については返答は、今説明をいただきましたので、よろしいです。

では、始めさせていただきます。

安八スマートインター工業団地、またサンヨー跡地への企業誘致が、より一層町の発展、繁栄に資することを祈念しています。

そこで、令和7年度予算説明にありました道路整備について質問をさせていただきます。

企業活動とともに人と物の移動が多くなると思いますが、現在、既に一宮線、旧21号線等渋滞、または役場東側町道の北今ヶ渕から西蚊塚間は道路の

幅も狭く危険な上に、大型車両による振動、騒音に悩まされていると聞いております。

また、牧地内の産業道路とインターアクセス道路の三差路は、右折レーンが不備のため通行障害になっているのではないかと。

よく道路は血管に例えられることがありますが、今回の企業誘致の成功可否かは道路整備が重要かと考えますが、計画は十分でしょうか。

また、大垣江南線の早期全線開通が待たれるところですが、現在の見通しはいかがですか。

そのほかに、令和8年9月より実施される最高速度30キロ規制への対応については、課題はありませんか。

以上の質問をお願いします。

議長 大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目、道路整備計画についてお答えします。

議員御指摘のとおり、町内の県道、町道の慢性的な渋滞や狭隘箇所については、通行に支障を来しております。

県道安八海津線とスマートインターチェンジアクセス道路交差点の改良工事については、かねてより大垣土木事務所へ要望しております。関係地権者への用地取得も順次進めており、用地取得が完了次第、右折レーンの整備ではなく、交差点の隅切りを大きくする改良工事に着手すると伺っております。

また、平成11年には、養老町、大垣市とともに養老大垣安八線（仮称）道路整備促進期成同盟会を結成し、養老町を起点とする県道飯田島里線を国道258号線以東に延伸し、揖斐川を渡河し、アクセス道路を経て長良川堤防（県道北方多度線）まで接続させる道路整備計画を進めております。

2点目、県道大垣江南線の開通見通しについてお答えをします。

今年度末現在、大垣土木事務所へ確認しましたところ、大垣江南線の進捗率については、事業費ベースで県道安八平田線より以西の安八墨俣工区が約8割、県道安八平田線より以东の長良川新橋工区が約2割の状況です。安八墨俣工区は、一部用地が未取得ではありますが、用地取得が完了次第、速やかに工事着手し、開通の見込みとなっております。

長良川新橋工区は、大垣土木事務所の道路事業としては最優先で実施して

いただいておりますが、用地が一部未取得であること、長良川河川内の橋脚工事が難工事が予想されることから、現時点では明確な完成時期をお示しすることは難しい状況でございます。御理解をいただきますようお願いをいたします。

3点目、令和8年度9月より施行の速度30キロ規制への対応についてお答えをします。

この規制は、中央線がなく道幅が狭い生活道路の法定速度を時速30キロに制限するというもので、中央線の有無によって法定速度が決定されるということです。

課題といたしましては、道路を利用される方への周知であると思います。利用されるのは近所の方だけにはとどまりません。安全性を十分に確保するためにも、広報やSNS等を通じ、また注意喚起する看板等を設置するなど、対応が必要であると考えております。

以上、栗原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 栗原議員。

1 番 御答弁ありがとうございます。

2点、改めて質問させていただきます。

安ハスマートインターは、大動脈である名神高速道路に直接アクセスできる大変利便性の高いインフラですが、時には天候や事故等で通行規制がなされる場合があると思いますが、また最悪の場合、今、接続道路を進めていただいております堤防道路等についても、積雪があった場合は通行できないかと思います。このような場合、町内が大渋滞等し、また生活者や企業活動に支障を来す懸念があると思いますが、その辺のリスク管理はなされておりますか。

また、大型車両が通行をするには道路管理者の許可が必要とありますが、この点について、町道の通行に当たり、町のほうとしては管理されておりますか、確認をお願いします。

議 長 大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 栗原議員からの御質問に対して、お答えをさせていただきます。

1 番につきましては、雪などにより通行ができない、名神とかが止まった場合というようなことと認識しておりますが、当町といたしましては、10センチないし15センチの積雪があった場合、安建会などを通じて町道に対しまして除雪作業をさせていただいておりますので、町民の皆様には、その辺りはリスクのほうがないようにできるというふうに認識をしております。

2 番目の大型車の管理ということですが、こちらのほうも大型車が通る場合、企業様のほうから町のほうに、ここをこのように通るというように、事務的ではございますが、通知をいただいております。それを確認して、許可のほうを出させていただいておるのが現状でございます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

議 長 衆原議員。

1 番 御返答ありがとうございます。

企業誘致、これは企業さんはこのスマートインターの利便性を最大限利用するということで進出しておみえになると思いますけど、何分いろんなケースも考えられます。また、地域の住民または企業の活動に支障があつてはいけませんので、この辺りを万全に整えていただいて、進めていただきたいと思います。

また、当町は地理的なことで、揖斐、長良の1級河川に挟まれているという状況で、大変移動に不便なところであるかと思います。町の発展、また災害時の水平避難を容易にするため、隣接する市町村等とも連携していただき、一本でも多くの橋を架けていただくということは大変有意義かと思っておりますので、これは希望でありまして、返答は要りません。どうもありがとうございました。

議 長 以上で一般質問は終わります。

議 長 日程第3、特別委員会の報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博議員。

4 番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第

77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和7年3月3日月曜日、午後3時10分から。

出席者、委員10名、議会事務局長。

事件及び審査の結果、令和7年度議会報告会の役割分担について協議を行いました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ありません。

以上、報告を終わります。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第4号から日程第32、議第31号までは、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 西松幸子議員。

3 番 民生文教常任委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和7年3月5日水曜日、午前10時から。

出席者、委員10名、関係執行部全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第15号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）は、当委員会の関係分を審査しました結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第21号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第22号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第23号 令和7年度安八郡安八町一般会計予算は、当委員会の関係分を審査しました結果、全会一致で原案どおり承認いたしました。

議第24号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第25号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第26号 令和7

年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、議第27号 令和7年度安八郡安八町土地取得特別会計予算は、全会一致で原案どおり承認いたしました。

4. 少数意見留保の有無はございません。

その他といたしまして、委員会現地視察は、負担つきの寄附を受け、取壊し工事が完了した大明神地内の空き家を視察いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 総務産建常任委員長 坂悟議員。

5 番 総務産建常任委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、日時、令和7年3月6日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員出席。関係執行部のうち、山形税務課長補佐、土岐税務課長補佐が欠席。

付託事件及び審査の結果、議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議第5号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議第7号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第8号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第9号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第10号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第11号 安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第12号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について、議第13号 安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第14号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第17号 安八町水道布設工事監督者

の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、議第19号 安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認しました。

議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）、議第23号 令和7年度安八郡安八町一般会計予算は、当委員会の関係分を審査しました結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第28号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第29号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算、議第30号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて、議第31号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他、委員会現地視察は、名神高速道路緊急開口部、アクセス道路の舗装箇所を視察し、担当者から説明を受けました。

以上、報告を終わります。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

議 長 日程第5、議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第5号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第7号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議第8号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第10、議第9号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第11、議第10号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第12、議第11号 安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第13、議第12号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第14、議第13号 安八町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第15、議第14号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第16、議第15号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第17、議第16号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第18、議第17号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第19、議第18号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第20、議第19号 安八町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第21、議第20号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第22、議第21号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第23、議第22号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第24、議第23号 令和7年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第25、議第24号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第26、議第25号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第27、議第26号 令和7年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第28、議第27号 令和7年度安八郡安八町土地取得特別会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第29、議第28号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第30、議第29号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決いたしました。

た。

議 長 日程第31、議第30号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて
を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第32、議第31号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第33、議第32号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第32号につきまして御説明申し上げます。

議第32号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

7,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億258万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月14日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、13ページ、第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも、補正前の額71億2,958万8,000円にそれぞれ7,300万円を追加し、72億258万8,000円とするものでございます。

裏面、14ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款項とも消防費、事業名、防災事務経費7,300万円は、避難所生活の負担軽減、環境改善に係る車両及び資機材を整備する事業費でございます。先般、国の補助内需があり、年度内の事業完了が見込めないため、次年度へ繰越事業に追加をお願いするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

一般補助施設等整備事業債を新たに1,600万円追加し、限度額合計を2億940万円とするものでございます。

裏面、16ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

中段の款、繰入金、項、基金繰入金、目の財政調整基金繰入金、補正額2,100万円は、今回の補正に伴う財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

款項とも消防費、目の災害対策費、補正額7,300万円。

財源内訳の特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金3,600万円は、新しい地方経済・生活環境創生交付金でございます。

地方債の1,600万円は、一般補助施設等整備事業債でございます。

能登半島地震をはじめ、過去の災害の教訓や経験を踏まえ、避難所生活の負担軽減と環境改善を図るとともに、住宅密集地や狭い道路でも機動力を発揮させるための小型消防車の導入のための経費で、具体的には、節区分、役務費から公課費まで、トイレトレーラー及び軽消防車両各1台の購入費や車両登録に係る諸経費、牽引車のリース料、また牽引免許取得費のほか、自動ラップ式トイレ、発電機、蓄電池、エアドーム、避難所間仕切りの購入費やこれらを収納する棚の設置工事費など、合計7,300万円でございます。

これらの車両や資機材を災害に備え早急に整備するとともに、平常時から幅広く有効に活用していくなど防災力の強化を国の交付金を有効に活用し強力に進めていきたいため、補正をお願いするものでございます。

以上、令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 本件につきまして質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決いたしました。

以上で、定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回安八町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時間 午後0時05分）

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月14日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 山 中 美恵子

議 員 栞 原 宏 行